

衆議院

第八十四回国会 科学技術振興対策特別委員会議録 第十三号

昭和五十三年五月十一日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 岡本 富夫君

理事 小沢 一郎君 理事 大石 千八君

理事 佐々木義武君 理事 中村 弘海君

理事 日野 市朗君 理事 貝沼 次郎君

理事 小宮 武喜君

伊藤宗一郎君 原田昇左右君

安島 友義君 田畑政一郎君

馬場猪太郎君 近江巳記夫君

瀬崎 博義君 中馬 弘毅君

出席國務大臣

國務大臣 熊谷太三郎君

科学技術庁長官 半澤 治雄君

出席政府委員

科学技術庁原子力局長 山野 正登君

科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君

科学技術庁原子力安全局長 佐藤 兼二君

資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康君

委員外の出席者

運輸省船舶局長 辻 栄一君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

参事 中村 康治君

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

○岡本委員長 これより会議を開きます。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出があります。これを許します。田畑政一郎君。

○田畑委員 きょうは、議題となっております法律案につきまして、私社会党として御質問させていただきます。したがって、きょうの質問の内容は総括的、全般的に疑問の点について伺いをいたしたいと思うわけでございます。

まず最初に、今日提出されておりますこの改正案がわが国においてどうしても必要なんだという確たる理由につきまして、一応提案理由には書いてございまして、もう少し詳しく伺いをいたしたい、かように思うわけでございます。大臣から伺いたい方がよいようにありますから、よろしく。

○山野政府委員 わが国におきまして原子力平和利用を進めてまいります基本的な問題点と申しますのは、国内に天然ウラン資源が乏しいという点でございます。そういう観点から今後石油代替エネルギーとしての原子力利用というものを進めようとするには、海外に求めますウラン資源というものを最大限に有効活用をしなければならぬということがあるわけでございます。海外に求めますウラン資源を最大限に活用するという点から考えますと、燃料サイクルのうち再処理事業というものをぜひ早くわが国の国内に確立する必要があるわけでございまして、現在のところは先生御案

内のおり動燃事業団が東海村に設けております再処理工場におきまして、日産〇・七トンの実証試験をする程度の規模のものしかないのでございします。そういうことから、やむを得ず必要な再処理というものは海外に委託しておるわけでございしますが、できるだけ早くこの海外依存型というものを脱却しまして、実質的な国内自立体制というものを築く必要がある。しかもこの再処理工場の建設と申しますのは非常に長年月を要するものでございします。現在海外に委託しておりますものに引き続きまして、わが国でもってこれを処理いたしたるためには、現在からその建設準備に着手する必要があるというふうに考えておるわけでございします。そういう意味で、現在の規制法では再処理事業というものは動燃事業団と原研とにその行方というものは限定されておるわけでございします。第二再処理工場を民間で至急に建設準備に着手できましように規制法を改正いたしまして、民間にその門戸を開放したいというのが本法案を提案いたしました背景でございます。

○田畑委員 私が一番聞きたい点は、本法の改正は、これは民間にやらせたい、こういうことでございします。民間にやらせたいということでなぜ法律の改正をしなければならぬのか、この理由でございます。この辺が実は納得できない点でございます。

御案内のとおりこの再処理工場なるものは大変大きな放射能の汚染というものの危険性を伴っておりますと言われているわけであります。したがってこういうものについては国が直接で、あるいは国と不可分の関係を持つ公社みたいなもので処理することが、もしつくるといたしまして、その方が適當かつ安全なのではないかと疑問が国内には非常に強いわけでございします。それをあえて民間にやらせるためにここに法改正を提案されて

おるといふ理由につきまして広く疑問があるわけでございまして、その点はどうかということをお伺いしているわけでございします。ひとつお答えいただきたいと思います。

○山野政府委員 この再処理事業というものを將來国ないしは国にかわる政府機関が行うという道も確かにあるかと存じますけれども、わが国におきまして産業体制は大体私企業体制というのが基本になっておるわけでございまして、私企業でどうしても対応できないものに限って政府ないしは政府機関がこれに当たるといふことになっておるわけでございします。電力事業と申しますのは御案内のとおりこれは純然たる私企業でやっておりますわけでございまして、今後このような再処理事業をするに当たりましては私どもとしては同じような体制のもとで、あくまでも民間機関としての効率的な運用を期待したいと考えておるわけでございまして、アメリカとか西独のような日本と同じように電力事業を民営でやっておる国々も、同じく再処理事業も民営でやっておるわけでございまして、そういうふうな進め方をしたいと考えておるわけでございします。

再処理事業をいたしますればお説のとおり確かにブルトニウム等取り扱いに格段の注意を要するものが出るのは当然でございます。そういうふうな観点から今般の規制法の改正におきましては単に再処理事業を行ひ得る者を拡大するということではございしませんで、そのような観点から安全確保のための規制を強化することもあわせ行ないたいことをいたしておるわけでございします。

○田畑委員 御答弁ではございしますが、この再処理工場は核燃料サイクルの一環ではございしますけれども、たとえば直接電力を起すとかあるいは直接電力を供給して利益といひますか利潤を得るとかというのではないわけですね。なるほど電気

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する件

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員會議録第十三号

昭和五十三年五月十一日

事業は民間企業が中心でございますから、個々の企業あるいは家庭に電気を送ってそして収入を得ていくということは電力会社の基本ではあるかも知れませんが、しかし、その原料といえますか核処理の問題、こういうものは必ずしも民間会社にやらせなければならぬというものでないかと私も考えるわけでございます。したがって、私におっしゃることに付いては納得できない、どうしてこれを民間にさせなければならぬのかという確たる理由づけがまだ十分じゃないのかどうかと思うのですが、再度あなたの御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、この問題に関連いたしましては御答弁ございましたが、外国におきましてはこういう再処理工場等につきましては民間にやらせておるといふこととございしますが、私の調べましたものによりますと、純然として民間でやらせているところの国はないというふうに聞いておるわけでございますが、この辺もう少し詳しい事情がわかりましたならばひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○山野政府委員 電力事業というものを考えます場合に、単に電力を発生する部分だけというところではございせん、電力のもとになる核燃料サイクル全体を考へまして、そういう一体のものとして電力事業と先ほど私も申し上げたわけでございしますが、これを行います際に、全体およびその民間私企業形態でやっておる中に一部分だけ政府機関でやるものを挿入した形がよろしいのか、あるいは全体をすべて私企業体制で一貫してやるのがよろしいのか、これはいろいろ議論のあるところかと存じますけれども、先生の御指摘といたしまして、私企業体制よりも国ないしは国の機関がやる方が放射性物質等を扱う関係上安全管理等が十分行い得るのではないかと御配慮から説かとも存じます。その点は規制法の運用によりまして安全を十分に確保し、周辺には絶対に迷惑をかけないということを確保しておいて、その上で私企業体制でできるだけ効率的な運用を図る

ということを考える方がいいのではないかと考えております。

また、これまでの諸外国の開発の成果及びわが国におきまして東海工場の建設、運転の経験というものが、民間が行い得る技術というものは十分に蓄積されておるといふふうに理解いたしております。また現に電力会社を中心にしたしまして産業界においてもぜひ自分たちで第二再処理工場をやりたいという気持ちがあつておるところでございします。そういう状況下においてこのような方向で本件を進めるのが最も妥当ではないかというのが私どもの考え方でございます。

○田畑委員 原子力年鑑というのがございますが、この原子力年鑑に「再処理とプルトニウム利用」というのがございます。この中に「海外の情勢」というのが書いてございしますが、商業用再処理工場で稼働中のものはないというふうなことが出ておるわけでございします。外国におきましてはいわゆる再処理工場がうまくいっていないというふうな資料がいろいろ出ておるわけでございします。したがって、そういうことを考えますと、いま局長のおっしゃったように民間主導のもとにこれをやらせる、あるいは政府主導のもとにやるといふことを考えた場合、民間にこれをやらせるということは非常に危険性があるのではないかとはいふに考えるわけでございします。

それといま一つの問題といたしましては、民間の場合には商業秘密というのがございます。原子力基本法にいうところのいわゆる公開といったものがどうしても阻害されるおそれがあるのではないかと御慮でございます。現に東海村にありまして再処理工場のいわゆる視察、内容の検査というふうなものとつきましてはかなり厳密な制約が加えられておまして、購入した会社との関係で一番重要なところは視察させないということ、アメリカの視察団ですら入れなかつたという情報をお聞かせ願ひたいと思ひます。今度新たにこういう法律がございまして民間会社による再処理工場がございしますと、ますますそういう

可能性は深まると考えるわけでございします。再処理工場における危険を強調されている側にはそういった点が強くあるのじゃないかと思つてございしますが、そういう点をどう考えられるか、お伺いしたいと思います。

○山野政府委員 まず諸外国における再処理工場の現状でございますが、アメリカにおきましては数社、これはいづれも民間会社が工場を建設あるいは工場を拡大ということを企画しておるわけでございしますが、種々の理由によつて現在いづれも停滞しておるといふのは先生御指摘のとおりでございます。これは一つには多分にカーター大統領の再処理事業並びに高速増殖炉の開発は停止をするという新原子力政策が大きく反映しておると思つてございします。

それから、現在世界の再処理工場で運転中のものは、まず天然ウランを再処理する工場としてはイギリス、フランス等にあるわけでございします。今問題になつておる濃縮ウランの再処理についても運転中のものはございまして、フランス核燃料公社のラ・アークにございします工場において現在ホット試験を進めておるものがございします。それからさらにドイツのケバ社がカールスルーエに持つております工場、これもパイロットプラントでございますが、現在運転中でございます。

それから、知的所有権に関する御質問でございますが、産業秘密についての保護と申しますのは、経営形態が民間であられるいは政府機関が行うものであれ、最小限必要な知的所有権というものは保護されるべき性格のものでございしますが、私どもはそういう美名のもとに公開の原則が不当に損なわれるということがあってはならないと十分に意を尽くしておるところでございまして、政府機関でやればこれがないと考へております。また、将来再処理事業に限らずあらゆる原子力の産業活動につきまして産業秘密の保護が過保護になつてしまつておられないようにという注意は十分にいたしていただくと思ひます。

○田畑委員 アメリカにおいては再処理工場が停滞しておるといふことは存じております。ただ、ここで私が伺ひたいのはイギリスあるいはフランスでございます。そういう国々においては純然たる民間会社として運営されているのか、あるいは政府の統制と管理のもとにおいて公社とかそういうものによつて運営されているのか、その点はつきりお答えいただきたい。

○山野政府委員 これは、イギリスとフランスにおいては電力自体がいわば国営でございまして、そういう形の中で再処理事業というものが中心になつて行つておるといふこととございします。

○田畑委員 そういう点を考えますと、これは局長に議論を吹かけるわけではございせんが、なぜ日本は民間でこれをやらせなければならぬのか。もっと積極的に国自身が国自身の責任においてこれを行つていく。しかも、エネルギー問題は、口を開けば、わが国の将来を決する最大の問題だ、こう言つておるのに、あえてこの問題を民間でやらせるというための法改正を行つていくことについては、私は納得ができません。だから、いまおっしゃつたように、ヨーロッパでは、国がこういう面には積極的に乗り出しているわけなんです。だから、この点はやはり法律改正の基本的な問題でございします。これは大臣からお伺ひした方がいいのじゃないかと思ひます。

○熊谷国務大臣 いま、いろいろお尋ねやらお答えやらいたしました点について、専門的なことは政府委員からお答えしたとおりでございしますが、御承知のように、日本は、いろいろな事業をなるべく民間化しまして、民間の活力を十分生かしていくというふうな、すべての事業にわたつてそういうたてまえをとつておるわけかと思つておるわけでございします。したがつて、特にこういう原発等の問題につきましても、経済的な面でも十分引き合はれない研究開発といった面はもちろん政府が

やっていますが、一応経済的なある程度のもどがついていきますならば、こういう事業は民間化しまして、民間としての民間の活力を十分生かしていく、政府は政府でそういう経済的な問題に制約されないような新しい分野の研究開発を進めていく、こういうことをたてまえとしてその結果、こういう再処理の事業も、これから非常に広範に盛んにやっていくかなければなりませんので、民間に移したい、こういうことでございます。

そこで、やはり田畑議員の御質問の中にござ

ました、民営では安全の確保、特にブルトニウムなどを使用する安全の確保について懸念がある、政府みずからやらないかという御心配、御懸念があったようでございます。この御懸念も、現在までのいろいろな経緯をたどってまいりますと、あなたが杞憂と申し上げるようなわけにはいかぬかと考えるわけでありまして、したがって、こういう点についてはえりを正してよく反省、検討しなければならぬと考えますけれども、しかし、原子力につきましては、たびたび申し上げておりますように、再処理はもちろん、あらゆる面にわたります安全ということが第一でありまして、この安全性を守るために原子力基本法を初めいろいろな法令がありまして、これを厳守いたしまして安全性の確保に努めてまいらねばならぬわけでありまして、したがって、特にこのような再処理等の問題について、民間でやるから安全が確保できないという、そういう政府のやり方なり態度では、少し飛躍したことを言えば、そんなようなまぬい安全性の管理では、たとえ政府がやりましても、やはりいろいろな欠陥が生じてくるのではないかと。特に、安全規制に關します限りは、やはり民間にやらせましても、民間でやるという特色を生かしまして、政府がやるのと同様の管理的な規制を徹底させなければならぬわけでありまして、また、われわれとしましては、そういう考え、信念を持って臨むつもりでございますので、そういう点もいろいろ考えまして民営ということに踏み

切って、そうしてこの再処理の事業を盛んに活発に、需要に合うようにやっていきたい、こういうように考えているわけでございます。

○田畑委員 これは大臣からお話してございした、この安全管理については厳格にやっていただく、これはもう当然だと思ひます。ただ、問題は、非常に危険度の高い再処理工場問題でございますので、結局のところは、その責任の体制というものがやはり重要になるのじゃないかと思うのでございます。

〔委員長退席、貝沼委員長代理着席〕

この五月一日のアメリカ下院政府活動委員会の決定を見ますと、アメリカにおきましては、原子力発電所をさへ、現在運転中の原子力発電所を、年限が来まして処分するときには、日本の金にいたしまして一基当たり二千億以上の処理費がかかるというふうなことからいたしまして、原子力発電所自体をこれ以上建設することは好ましくないという決定をいたしておるわけでございます。まして、これが再処理工場ということになりますれば、さらにこれは大きな問題を含んでいくものというふうな想像せざるを得ないわけでございます。したがって、この種の問題を企画いたします際には、やはり念には念を入れて、民間よりは政府が責任を持つという形のやり方の方が正しいのではないかと、この問題に關しましては、民間よりは政府が責任を持つという形に私は思ひます。また、この問題につきましては、これから私どもの党といたしましては、順次問題を詰めてまいりたいというふうな思ひでおるような次第でございます。

さらに、次いでお伺いをいたしたいと思ひますのは、こうした本法案改正案が出てきているわけでございますから、この裏打ちとなる再処理工場の建設構想があると私は思ひます。建設構想があるという点についてここで明確にしたいだきたいというふうな思ひます。

○山野政府委員 第二再処理工場の具体的な構想につきましては、もちろん、最終的にはまだ煮詰まっていないうわけでございますが、従来は、電力

会社を中心にして濃縮・再処理準備会という組織がございまして、これが昭和四十九年以降、第二再処理工場の建設に必要な諸調査というのを進めてまいっておるわけでございます。現在までのところ、立地候補地点といったふうなものを各種資料によって調査をいたしましたり、それからまた、将来必要となる技術につきましてもいろいろ調査をするといったふうな活動をしておるわけでございますが、最近、この組織が発展的に解消されまして、電気事業連合会の中に再処理会社設立事務室というものが設けられまして、この組織が新しくその任務を引き継いだわけでございます。将来、このいまお願いをいたしております法律の成立を待ちまして積極的な第二再処理工場の建設準備作業というものが始められることになろうかと考えます。ごく大ざっぱに申し上げまして、将来の需給を考へてみますと、現在海外に委託しておりますもので大体一九九〇年程度までの需要は賄い得るわけでございますが、それ以降の需要は賄い得るわけでございますが、それ以降の需要は賄い得るわけでございますが、それ以降の需要は賄い得るわけでございます。

○田畑委員 いまいみじくも第二再処理工場というお言葉をお使いになつたわけでありまして、この法律は第二再処理工場の設立に必要なもの、これは二十年後、三十年後は別でございますが、ともかく当面第二再処理工場に必要なために本法案改正案が出ておるというふうな理解をいいんでございしますか。ということ、建設される再処理工場は、一カ所であるというふうな理解をいいんでございしますか。

○山野政府委員 第二再処理工場と私が申し上げましたのは、わが国におきましてはすでに動燃事業団が東海村に小さな規模とは言いながら再処理工場を持っておるわけでございますので、これを第一再処理工場と仮に呼ばば、将来できるでありまして、民間主体の再処理工場というものはい

ば第二再処理工場と呼べなくもないという意味で第二再処理工場という表現をしておるわけでございます。これは当面は一九九〇年時点におきまして日産五トンばかりの規模があればおよその需要は賄い得ると目算しておりますけれども、これに加えて、原子力平和利用というものがさらに進んでまいりまして、増設の必要があれば、同じサイトに増設していくのか、あるいは別のサイトに増設するのか、それは全く今後の問題でございます。

○田畑委員 これははっきりしていただきたいと思います。たとえば最近、成田新法などが出ました。これは成田空港周辺に限ってのものでございします。あるいは騒音対策補償、これも成田空港に限ってのものでございします。大体はつきり政府の答弁が出ております。それから大規模地震に対する対策法、これは東海地震に対してのみ提起をされておるわけでありまして、ここで出ておりますところの民間によるこの再処理工場は将来幾つもの展望をされておるものか、あるいははいわゆるいまおっしゃつたような規模のもの一カ所だけを展望されてここに法律案として出ているものか。これによってこれはいづいふんわれわれの審議の内容も違ひ、国民のこの受けとめ方も違ひうんじやないかというふうな思ひます。だから、いま局長のおっしゃつたように、また将来は第三、第四だということなつても抱いていられるならば、それはここで本法案が出てきたときにはつきりしていただきたいと思ひます。幾つもの分けてやる。東海村は二百十トンですが、これを五つの工場、六つの工場に分けてやるというのならばやはりそのように明確にしたいだかなければならない。しかし一カ所だけこれを処理するためにこの法律が必要であるために出したんだというならば、それはまたそれできちんとしていたいただきたいというふうな思ひます。これは法律でございしますから、二十年、三十年後までを私言っているわけじやありません、少なくともこの法律の目指す

ものはこうなんだというところは、はっきり答えていただきたいと思います。

○山野政府委員 まず将来再処理事業を行う者でございますが、これはめったやたらとふやしていいというところは考えていないわけでございまして、今回の法律改正案におきましても、将来は内閣総理大臣の指定する者がこれを行うことになるわけでございまして、そういう意味で、許可制ではないわけでございまして、事業主体そのものをかなりしぼっていいことを考えているわけでございまして。

それから将来つくります再処理工場というものは、当面私は、一番最初に出ていきますものを頭に置きまして、千五百トン程度の規模のものが最初に建設されるでしょうという見通しをお話ししたしておるわけでございまして、わが国の将来の原子力発電規模というものを考えました場合に、千五百トン規模のものが一つあればこれで未来永劫にわが国の原子力発電に必要な再処理というものは十分国内で賄い得るというわけのものでございまして、これは当然に需要の増大に応じて規模の拡大というものはあり得る、つまり、その第一工場のたとえば千五百トンというものを第二再処理工場と呼べば、第三、第四というのは当然にあり得るというふうに考えております。

○田畑委員 それではもっと具体的に伺いたいと思います。

これから先十年間に、いまのここに出されている法律案に期待されるところの再処理工場を第二再処理工場と呼ぶとするならば、第三、第四の再処理工場が建設される可能性はあるのですか、ないのですか。

東海工場以外にはあり得ないわけでございまして。その間、これから十数年をかけまして第二再処理工場の建設に鋭意励んでまいるわけでございまして、将来の原子力発電規模というものの確たる見通しがつかば、また第二再処理工場の建設を進めながら次の計画について立案をしていくといった運びになろうかと思っております。

○田畑委員 そういうことになりましたと、私はこの法律はかなり重要な問題を含んでいると思うのです。だから、第三、第四というものがあつたらば、その点は全国に与える影響は多うございまして、それならばさらにお伺いしたいと思うのですが、第二再処理工場というものは、立地条件などを検討されているようでございまして、一体どういふところへつくるのですか。御案内のように東海村もかなり人口密集で、もし事故が起こつたらば相当広範囲に被害が及ぶというふうな研究があつて公表されておりますが、この第二再処理工場というものはどういふところへ建設されようとしておるのかということですね。

それからもう一つ伺いしておきますが、私は十年という期間を区切りましたが、十年以内に第三再処理工場が計画される可能性があるのですね。

○山野政府委員 立地地点につきましては、先ほども申し上げましたように、濃縮・再処理準備会が資料等によります調査を続けてきておるわけでございまして、将来はこれをさらに現地につきまして選定を進めていく必要があるわけでございまして、これまで私どもの聞いておりますところでは、地図上のみではまだ相当数の候補地点を挙げているというふう聞いておりますが、将来これを具体的に詰めていく作業が必要でございまして、いまの段階ではまだ先生に御答弁できるまで煮詰まっていけないという状況でございまして。

それから第三再処理工場というものは、これは相当先の問題になりますので全く仮定の問題になりますけれども、今後、一九九〇年ごろを目指して第二再処理工場を建設する過程におきまして、第

三再処理工場についての計画の立案といったふうなことはあり得ようかとも思っています。

○田畑委員 第二再処理工場は、たとえて言えば東海の再処理工場でございますが、あの程度の人口密集地帯、あれよりもっと人口密集地帯の地点につくられるのか、あるいはもっと人口密集が希薄な地点につくろうとなさっておるのか、この点いかがですか。これはただまだ地点が明らかでないんだというだけでは、私は、国会答弁としては問題にならぬと思うのです。これは少なくともアメリカでは全部とまっておるのです。だから、いまのここにつくるといふことは明らかでないならできないでいいのですが、少なくともこういうことだけはきちんと言明して、第二再処理工場についてはやりたいんだということぐらひはここではっきりしてもらわないと、これは法案に賛成しろ、反対しろといったって、はっきりできないんじゃないんですか。だから、私は、その点をぜひもっと詳しく伺いをしておきたいというふうに思っています。

それから、このごろは立地問題でかなり原子力発電所が建設がおくれているわけですね。まして再処理工場ということになるれば、これは原子力発電所とは比較にならないくらい立地問題で困難に逢着をするということになる。そうしますと、年間千五百トン、これは大き過ぎるということからいたしまして、この第二再処理工場が幾つかに小さく区切つて、一九九〇年計画で一挙に幾つかの再処理工場に分断される。たとえば福島にもつくる、福井にも置こう、こういうことになる可能性だつて、この法律案だけ見ればなるわけですね。局長、そういうことはあるのですか。

○山野政府委員 まず、立地地点の要件でございまして、まだまだ目見当の段階でございまして、先ほど申し上げました工場の規模で申し上げますと、敷地にしまして大体二百万坪程度のものが必要であつたかと考えております。その周辺の人口の密度といったふうなことにしましては、ほかの諸要件とともに、いずれ設定されます安全審査

上の技術基準に合致するような地点を探す必要があるかと考えておるわけでございまして。

それから、この立地地点があらちちらに、第二再処理工場だけをとりましても分断されて設置することがあり得るかという点でございまして、これは理論的にはあり得ることでございますけれども、しかし、現在私も考えております方向と申しますのは、やはりこの工場の採算規模、商業規模というものが当然にあるわけでございまして、現在のところは、その規模というのは日産にしまして大体五トン程度、年産千トンなり千五百トン程度が最小の採算規模であらうというふうに考えておるわけでございまして、そういう観点からすれば、この第二再処理工場というものがあらちちに分断して建設される可能性というのはまずないのではないかとふうに考えております。

○田畑委員 まずないのでないかということではなくて、ないならいとはっきり言つてくだされい。

○山野政府委員 これは、第二再処理工場が計画が確定しておるわけではございませんので、断言ができませんので、そういう表現をしておるわけでございまして、先生のおっしゃるのと大体同様の意味で申し上げておるということでございまして。

○田畑委員 大臣にお伺いしたいと思いますが、先ほど、東海村と比較いたしまして、これ以上の人口密集地帯というふうな表現をとりました。そういうところへ建設される可能性があるのかどうかというところへ建設される可能性があるのかどうかというところを例をとりましたが、たとえば一つ例を申し上げたいと思つて、福井県は全国第一の原子力発電県でございまして、福井県に再処理工場ができる可能性はあるかどうか、大臣からお伺いしたいと思つております。

○熊谷国務大臣 考え方によつては大変むずかしい問題だと思つて、可能性があるかないか。第一に、この問題は、再処理工場はもちろんでございまして、原子力関係の施設というものは、特に立地の住民の方々の御理解と御納得がいかなければできないわけであります。そういう点から申し

○熊谷國務大臣　資金の問題について大変重要にお考えいただきましていろいろのお尋ねがあり、それに政府委員が答えております。そのとおりであると思いますが、いま四千億といまして五千億といましても一定した金額でもございせん。したがって、援助するかしなにか、あるいは援助するとすればどの程度までかというふうな具体的な額につきましてはもとより、政府委員も答えましたように、率直に言っではっきり申し上げることのできない問題だと思っております。

ただし、いまお話しのように、今回の法案でお願いしております、いわゆめ第二処理工場をつくるということになります、民営であります限りにおきましては民営たるにふさわしいような資金の

調達の仕方をしてまいらねばならぬ、この点だけははっきり申し上げておけると思います。そのときにおきましてこれはこうこうこういう事情でこういうふうにするというところについて、もし援助をするとなれば御納得のいくような、理由のつく援助しかできない、こういうふうな思っております。これだけは申し上げられると思っておりますが、具体的に幾らかという問題になりますと、くどいようですが、そのような状態でございます。

○田畑委員 これは、出資は民間でやることは間違いないのです。ただ、出資だけではこれは建設はできませんからね。その建設費の大部分を国が出してやって、そして形だけは民間だというようにすることは、いま大臣もおっしゃったけれども、出てくることのないように、仮にこの法律が通っても民間にふさわしい形でやってももらわないと、何のためにこういう危険なものを民間に移すのかということになるわけですから、この点は強く注文をしておきたいと思うわけでございます。

それから、先ほどもちょっと御答弁がございましたが、九電力の方では、いわばブルトニウムの燃料加工工場をつくるということにつきましては好ましくない、民間の企業でそこまでするわけにはならぬことはいやないかということが新聞等で盛んに流布されておりますね。御案内のとおりです。しかし一方政府の方では、それはいかぬのだ、いまおっしゃったように、核燃料センター構想で進むのだということで、これまた一方的に新聞がたくさん出ているわけです。これから調整なさるのかしれません、いまの局長のお話によると、政府案でいくことはほぼ決まりであるという御答弁でございますね。電力業界も特段の異存はないということでございますね。そういうふうな、もうこれは政府案でいくということが決まっておりますなら問題ないわけですから、これはここまではっきりしていただきたいというふうに思うわけです。ただ、そういうふうになりました場合に、政府の言うことを聞いたのだから金の方はひとつ政府の方で持ってくれ、国家で持ってくれ、こう

いうことになるんじゃないか、これはまた困るわけです。だから、その辺のところをもう少し詰めてお答えをいただきたい、こう思います。

○山野政府委員 燃料加工事業そのものを電力会社があわせ行おうといったふうなことは考えていないわけでございます。燃料加工事業の事業主体というものはまたおのずから別にあるかと思えますが、それらのものが一カ所に集まって、できるだけ物理的防護の観点等から有利な形にしようというのには非常に意味があるということをお私に申し上げておるわけでございます。

しかしながら、政府として燃料センターという構想を進めようということもまだ決めたわけではございませんで、恐らく通産省で云々という話も、通産省の方がしるべきシンクタンクとか何かそういう委託調査をした結果が出たという話であらうかと思うわけであります。これは今後政府部内あるいは原子力委員会におきまして、鋭意こういう燃料センターのあり方といったようなものにつきましても詰めて決めていかねばならない問題でございまして、現在しかじかの構想があるという問題ではまだないわけでございます。電力会社に格段の異論がないであろうというの私の予想でございます。一々回って確認したわけではないわけでございます。そういうふうなものがPP上の観点等から一カ所に立地をするということについて、特に電力会社に不利になるような要因というのがあると思いたらないので、そうではないかというふうな申し上げておるわけでございます。

○武田政府委員 ただいまの山野局長の御答弁のとおりなことでございます。当通産省といつたしましては、総合エネルギー調査会という諮問機関がございまして、その中で原子力関係のもろもろの問題を、どちらかといえば事業というよりな観点あるいは事業家というよりな観点で主体になろうかと思えますが、検討してもらっております。原子力部会といえます下部組織を持っておりまして、そこで、俗称でございますけれども、たとえ

ば第二再処理工場あるいは民営の再処理工場とい

うのはどんなかっこうになるのだろうかといううなことをいろいろ勉強をし、議論をしております。その議論の過程では、これは電気事業の代表的な人も中には入っております。この議論の過程でも、再処理とブルトニウム燃料の貯蔵なり加工というふうなものは、物理的な意味で、先ほど山野局長言われたように一緒の場所にある、俗称で、人によりましてはこれを核燃料パーク構想と言ってみたりいろいろない言ひ方がありますが、それ、そういうような方向がいよいよ具体的なところか、とは言いながら、それでは個々具体的にこれがどうなるんだらうというところを詰め切っておるわけではございません。そういうような方向で議論が進行しております。その限りにおきましては、電気事業者の方と私も通産省との間で特に大きな見解の開きがあるとか、そういうものではございません。ただ、何分検討の過程でございますから、これはさらに今後とも詰めて、この法改正ができました後におきまして本格的な準備を始める状況になり得るわけでございますけれども、そうなりましたらそうなるので、またさらに具体的に詰めていくというふうなところであらうかと思ひます。

もう一点、ちょっと先ほどの科技厅の方からの資金に關しての御答弁を補足させていただきます。実はきょう現在でもエネルギー関係は、たとえば発電あるいは石油等々いろいろな関係につきまして、民間事業でございまして財投というふうな形での資金調達につきましては、政策的に促進しなければならぬものについて、しかるべき金利、しかるべき融資比率のいわば政府ベースの融資をいたしております。もともと融資でございますから、その事業者は何年か後に全額を返す、また金利を支払うわけでございます。再処理の民営事業というものが、この法律の改正ができて準備ができて実現したと仮定いたしますと、これはやはりエネルギー政策上あるいは原子力の開発という観点か

ら促進すべきものかと思ひますので、そういった意味では、しかるべき金利、しかるべき融資比率、政府ベースといえますが財投的な意味の融資が民営事業でございましてけれども、あつてしかるべきものかと考えられるわけでございます。先ほどの原子力部会でも、そういう意味ではある意味のコンセンサスを獲得しております。ただ具体的に幾らで、具体的にどうという点につきましては、まだ建設費そのものが決まっていなこともございまして、それから事業の実態ももう少し詰めたければなかなか判断できない、その時点にもよるわけでございますので、その点につきましてはこれからさらに詰めた検討が必要というふうな段階でございます。

○田畑委員 だんだん答弁が進んでまいりますので大変進行がしにくいわけですが、さき申し上げましたように、再処理工場は民間でやらせなくてもいいのじゃないかというのが私の基本的見解なんです。そういう立場でいくと、民間ではやらせられども、金は政府が全部出す、あるいはほとんど出すというなら、何も民間にしなくていいんじゃないかということをお申し上げているわけなんです。それに対して大臣から答弁があったわけなんです。そこはそういう形にならないように、ひとつ民間らしい色彩というのは十分持つてもらいたいと言っておられるわけです。それを今度は、また別に金は普通でも出しているんだからこれだつて出していいじゃないかということも積極的に出す姿勢を示されると、これは非常に困るわけなんです。私は、やはり大臣の言ったとおり、そういう形で民間としての色彩を十分発揮できるような資金調達方法を努力してもらふことを前提条件にこの法案の審議を進めてもらうということでお聞きしておきたい、こういうふうに思うのです。それでよろしいのでしう、大臣。

○熊谷国務大臣 はい、結構です。

○田畑委員 そこで、この電力会社のつくつております準備会というのですか、そこで、それから政府の構想しておりますところの核燃料センター

ですか核燃料パークですか、この間の間には基本的な違いをいたしまして、プルトリウム燃料加工工場を併設することについて意見の違ひがある。これは九電力が非常に難色を示しているというところが新聞で報道されているわけです。新聞だけではわからないかもしれないが、恐らくこれはパーク構想というのに対して九電力は反対している、金はどこから出るかということもあるけれども、それ以上に一緒に建てるということに対して反対しているんですね。なぜ一緒に建てることに原因があるのか、これはどういふところか、一緒に建てるのであれば建てるようになるというふうに政府としては十分説得ができる見通しがあるのかどうか。そういうことも私ははっきり確信が持てないわけです。だからその辺のところを聞きたい、こういうことでございます。

○山野政府委員 核燃料サイクルのセンターあるいは核燃料パークといったふうな構想の中身自体、先ほど通産省の御答弁の中にもありましたように、まだ固まっているわけではございません。基本的には今後官民の關係の者がいろいろと検討を進めていかなければならない問題でございまして、ただいまの時点で、それが反対だれが賛成ということは、私もしさいに承知しておるわけではございませんが、できるだけコンセンサスのある方式を探しましてやってまいりたいと考えております。ただ、第二再処理工場というのは、このようなセンター構想あるいはパーク構想というものがそういう方向でまともな中にならなければ、第二再処理工場は第二再処理工場だけで立地されるという問題であらうかと考えております。

○田畑委員 東南アジア各国参加によるこの地域センター構想というのが第三再処理工場建設の目標として世間に流布されているわけでございます。これは先ほど来議論になっておりまして、第三再処理工場として構想せられてきておるものであるかどうか、なぜこういう形のものが構

想されなければならないのかという理由についてお伺いしておきたいと思ひます。

○山野政府委員 私が先ほど第二再処理工場に続く第三再処理工場、第四再処理工場と申し上げておりますのは、あくまでも国内におきまして再処理工場を順に置いて話をしておるわけでございます。ただいま先生御指摘の新聞記事は私も見ましたけれども、それは多分現在検討の進められております国際核燃料サイクル評価の中の検討の一環として出ておる問題であらうかと考えます。つまり国際核燃料サイクル評価計画の中で、一国ベールの再処理にかえまして多国間共同で再処理工場を持つ、またその一形態として地域センター的な再処理工場を持つというところについての評価というのに進められておるわけでございます。その検討の構想をたとへば第三というふうな名前をつけて呼んだのではないかと考えておりますので、私が先ほど来説明しておる第三工場という概念とはまた違う概念でございます。

○田畑委員 これは、通産省の側はどういふふうなお考えでございましょうか。

○武田政府委員 私もその記事は読んだ記憶がございまして、ただ、私の理解をいたしましては、内容的には山野局長の御答弁と全く同じでございます。

○田畑委員 そうすると、これはただ記事に出ていだけであつて、政府部内としては検討の材料になつていないのですか。

○山野政府委員 先ほど申し上げましたように、現在これは国際核燃料サイクル評価の中の一環として重要な検討項目の一つでございまして、INFCにEにEに参加しておりますが国といたしましては、もちろん非常に重要な問題として検討いたしております。

○田畑委員 国際核燃料サイクル評価の中で、一体なぜ地域センター構想というのが出てくるのですか。それはどういふ理由なのか一週お聞きしたいと思ひます。

○山野政府委員 ただいま行われておりますINFC自体が平和利用を進めながらしかも核拡散

の危険を最小にしようといふのがINFCのEを進めます基本的な考え方でございます。そういう核拡散を防止するといふ観点からいろいろな構想が打ち出されておるわけでございます。たとえばプルトリウムの国際管理といったようなこともその一環でございまして、それとあわせて多国間で再処理工場を持つ、そこで精製されまますプルトリウム等につきましても核不拡散上有利ではないかというのがその発想の原点だろいかと考えております。

○田畑委員 いわゆる核拡散防止といふことあるいは平和利用といふことは、わが国の原子力問題の開発に於いての基本方針ですね。こういう国際的な地域センター構想といふのが出てくる、それにかかわらず科学技術庁や通産省はほとんど第三、第四の再処理工場を国内で独自につくろうとしておる。一体これからの再処理問題についてどっちの方向をあなた方は重要視していこうとしているのか、その点もひとつ御検討の結果をここではつきり御答弁いただきたいと思ひます。

○山野政府委員 わが国におきまます原子力平和利用の推進といふことのために必要な大前提は核燃料サイクルの確立であるといふのは、冒頭に御説明申し上げたとおりでございますが、その観点から考えまして、再処理核燃料サイクルのなかめでもございます再処理工場といふものはぜひ国内にこれを建設したいといふふうに考えておるわけでございます。

一方、御指摘のとおり核の不拡散についての国際的な努力に協力するといふこともわが国の一つの基本方針でございますが、国内に再処理工場を建設いたしましたもわが国の場合は原子力基本法によりまして平和利用といふことははっきりとわかれておるわけでございます。また非核三原則という最高の方針によりましてわが国の原子力に対する基本的な姿勢は内外に明白に示されておるわけでございます。この核の不拡散という問題はわが国からその国の国情、政情といったような背景が大きく影響する問題でございまして、わ

が国の場合は国内に再処理工場をつくりましても核の不拡散という方向で十分国際的に協力し得るという立場でございまして、そういう意味で国際的な地域核燃料再処理構想が優先か国内の再処理工場構想が優先かという点につきましては、私は基本的には国内に自主的な核燃料サイクルを確立するといふ観点から、必要最小限度のものは国内につくりたいと考えております。

○田畑委員 核不拡散あるいは平和利用といふのは一國のみの努力では達成できないのですよ。いわゆる総合管理が各國による共同監視体制といったようなものが基本になって初めて核不拡散なり平和利用なりの実を上げることができ。いま局長のお話を聞くと、わが国はわが国だけでやればそれで十分目的に沿うのだ。なるほど日本は目的に沿うかもしれないですね。しかし東南アジアを考えた場合におきましても、将来は原子力を持つだろう、将来は再処理工場を持ちたいという希望も持つに違ひない。いろいろなことを考えてみますと、わが国はわが国の壁の中でとどまっていただけでは世界の核拡散を防止したいという希望には沿うことができないと私は思うので、そうならば、共同管理のもとにおける地域センターといふようなものを考えてもいいのじゃないか。日本に第三、第四、第五と次々と再処理工場を独自につくって、いわゆるよそはよそでつくってくださいといふようなことであつては、私は世界の大勢に非常に立ちおくれしていくことになるのじゃないかと思ひます。東南アジアにおける地域センターという構想もなかなかむずかしい問題です。口で簡単に言つてすぐできるものではないかもしれませんが、いま局長のおっしゃったように、核問題に対してわが国といふことだけにとらわれるといふ姿勢は、これからの将来について日本が世界から批判を受けるといふことになるのじゃないかと思ひます。だからその点は、いまあなたは国内体制だけを第一義的に置いて、第二義的にいわゆる地域センターといふか国際体制を置く、こういうことでございまして、私は、少な

くとも国際的な環境に順応していくということに第一に置かなければならぬのではないかと、こう思うのですが、この点あえてもう一回御答弁をいただきたい、こう思います。

○山野政府委員 わが国の原子力活動というものが国際的な動きとは全く無縁に存在し得ないというのはお説のとおりでございます。再処理事業というものを国内につくりました段階でも、これは仮定の問題でございますが、たとえばプルトリウム等の国際管理といったふうな重要な問題もINFCIEの場で討議されているわけでございますが、そういった枠組みの中に入る可能性もあり得るわけでございます。それからまた国内に再処理工場をつくる、必要最小限のものは自主的に国内体制をとりたいということをおし上げました。一方、地域センターの重要性というものを無視しておるわけでは決してないわけでございまして、そういう意味から、それはそれとして重大な関心を持ち、かつINFCIEの場で、わが国も重要なメンバーの一人として国際的な検討に協力してまいりたいということをおし上げておるわけでございまして、先生の言っておられることと私の主張とそれほどの差はないというふうに考えております。

○田畑委員 今度の法改正が提案されるに当たります、民間企業によるところの再処理工場ができました場合において、今日のアメリカの核政策でございますね、そういったもの了解といいますが、関係はどうなるのか、その見通しをはっきりさしていただきたい。

○山野政府委員 まず一つは日米二国間の問題として、第二は多国間の問題として御説明しようと思ひます。

まず、日米二国間の問題としてとらえた場合には、先生御承知のように、昨年の九月に動燃の東海再処理工場につきまして試運転に入ることについての日米共同決定ということが行われたわけでございます。その際に、共同決定に先立ちまして、日本の原子力平和利用の事情というものをわが方

から十分に先方に説明いたし、また、先方もそれに十分理解を示したのでございますが、その中の一に、日本としては自主的な核燃料サイクルをつくる必要があり、その観点から第二再処理工場というものの具体的な検討に入りたいという考えを示したのに対して、具体的には再処理工場についての地点の選定作業でございますとか、あるいは会社設立等の準備作業というのはいずれも結核ではないですかという理解を示されておるわけでありまして、そういう理解のもとに現在東海の再処理工場というものは運転されておるわけでございます。したがって、今後第三年次以降の運転につきましても、いろいろ技術的な検討によりまして、運転方式についての双方の検討というものはあるかと存じますが、日米間で昨年同様の理解というものが十分に得られるというふうに考えております。

それから、多国間の場で考えました場合に、カーター大統領の新しい原子力政策でございます再処理等高速増殖炉の期間を定めぬ延期ということに象徴されます、いわば核不拡散強化にポイントを置いた原子力政策というものと、それから日本、西独、フランスといった、どちらかといえは核不拡散強化の方向には協力するが、かといって、原子力平和利用がそのもとで不当に損なわれてはならないとするグループと、大きく分けましてこの二つのグループ、それに発展途上国という第三のグループがあるのが現在のINFCIEの現状でございますが、そういう国際的な場で今後十分に検討を尽くしまして、核不拡散を進めながらも平和利用を進めていく方法、これは技術的なあるいは制度的な両方の解決案があると思ひますが、そういったようなものがこれからつくられるわけでございますので、そういう場におきまして、わが国の先ほど来申し上げております主張というものを十分に話しまして、国際的によく理解を得たいというふうに考えております。

○田畑委員 この問題につきましては、英仏に対する委託あるいは東海村の再処理工場の開始こ

ういった問題についてアメリカとの十分な了解と打ち合わせが必要であつたわけでありますね。まして今度自前でもって大規模な再処理工場をつくるということになりますと、なるほど工場建設に必要な計画を立てる、あるいは敷地を購入する、工場の建設にかかるということ、これはアメリカ側は了解するかもしれませんが、しかし、実際運輸開始という場面になったときにいろいろな制約が加わってくるということは当然予想されることではないかと。その辺までの詰めがきちんとなされておるのかどうかということですが、実際運輸を開始する、作業を開始するという作業開始の状況を見通して向こうと話し合いが十分なされておるのかどうか。新聞報道でございますが、九電力が十電力が知りませんが、なるほど建設についてはまあよろうという感触を得ておるということとは私も承知しておりますが、操業の段階でどうなるかということですが。

○山野政府委員 わが国の原子力利用に対する米国の理解を求めに際しまして、現在第二再処理工場の建設準備という段階について米側が十分理解を示しておるといふのは先ほど申し上げた通りでございますが、かといひまして、十数年前の運輸開始につきまして、日米原子力協定上結構ですということをお米側がまだ言う時点でないということはこれまた自明の問題であらうかと考えるわけでございまして、日米間の問題、特に協定に基づいて両者の合意というものは、事態の進展に應じて、そのときそのときで先方の合意というものを求めていく必要があるわけでございまして、まだ工場建設の準備を始めたばかりにおきまして、十数年前の操業時点の了解をとるということとは、これは言うべくしてできない話でございますので、じみちにその時点その時点におきまして相手方の理解を得ていくという努力をしたいと考えております。

○田畑委員 その点、われわれとしては非常に不安を感じるわけでございます。これも、この法律が出てくるに当たりましてある程度見通しをつけ

ていただかないといけない問題ではないかと私は思ひます。だから、さらに同僚議員によつてこの問題は詰めてまいりたいと思ひますのでございしますが、私は次の問題に移りたいと思ひます。

きょうは運輸省から来ていただいておりますのでございしますが、その前にもう一遍局長にお伺いしたいのは、もし再処理工場ができるというところになりますと、輸送上の問題が生ずると思ひますのでございまして、燃料あるいは廃棄物等の輸送につきましては、海上輸送を中心とされるのか、あるいは陸上輸送を中心とされるのか。いま東海村は海上輸送が中心でございますね。だから簡単に言えばそういうところに立地するということですね。そういう海に近いところに立地するの、山の中に立地するの、これは前提条件で一遍聞いておきたいと思ひます。

○山野政府委員 具体的な立地点につきましては先ほど申し上げましたようにまだ着詰まていないわけでございしますが、これはいささか私見でございますが、使用済み燃料の輸送というのは海上輸送が恐らくは中心になると思ひますので、そういうことが可能な地点というのが有望な地点になることは否め得ないかと存じます。

○田畑委員 そういう前提条件に立つて運輸省の方にお伺いをしたいと思ひますのでございします。いま使用済み燃料の輸送はだんだんふえていくわけでございします。これからはもういささか可能性がある。まして今度新しい第二再処理工場ができるといふことになれば大変な輸送量になると思ひます。この場合いろいろ問題が生じます。たとえばシージャックという問題が生じます。これはこれなりの大変な議論になる問題だと私は思ひます。もう一つは、船が衝突をする、あるいは沈む、あるいは何らかの事故で船が海の底に沈むというような場合も予想しておかなければならぬと思ひます。そういうことはプルトリウム等が大量に海を汚染する場合があります。外国には全然例が

ないわけじゃありません。水中に沈んだという例があるわけでございます。

ところで、使用済み核燃料を入れるキャスクは深さ十五メートルの水中——ごくわずかなものですね。深さ十五メートルの水中で八時間耐えればいい、温度は攝氏八百度の火災で三十分間耐えればいいということが運輸省令で定められておるのでございます。しかし、実際、これからこういった輸送がふえていくことを考慮いたしますと、この程度のキャスクでもって、海上を絶対に汚染しない、事故が起らない、起こっても大丈夫だということの結果として言えるのかどうかということについては、これは各方面から非常に心配をされておるところであります。この点について運輸省あるいは科学技術庁はどのように考えておるかというところをお伺いしたいと思います。

○辻説明員 使用済み核燃料の海上輸送につきましては、先生御指摘のように本年度以降非常に大量のものが出てくるという事はかねてから私も予測しておりました。これが安全対策につきましては、昭和四十九年以降科学技術庁と私どもとの間で寄り寄り協議いたしましてその準備を進めてきたわけでございます。基本的には、キャスクの部分については科学技術庁の方でチェックをする、それから運輸省の方ではこれを運搬する船舶の安全性及び積みつけ方法その他についての安全規制をやらうという分担を取り決めまして、諸般の研究を進めてきたわけでございます。

〔員沼委員長代理退席、小沢（一）委員長代理着席〕

まず、キャスクの点につきましては、これは一九七三年にIAEA、国際原子力機関が使用済み燃料を輸送する場合の容器あるいは輸送方法についての国際的な基準をつくろうということで勧告が出されております。これが今日世界で唯一無二の国際的な安全基準になっておるわけでございます。世界じゅうの使用済み燃料の輸送はこの基準に従った容器あるいは輸送方法によって行われているわけでございます。キャスクの点につきま

しては後ほど科学技術庁の方から詳しい御説明があると思いますが、こういうようなことで科学技術庁と運輸省と協力いたしまして、実は昨年の十一月にこの輸送関係のキャスクの要件あるいは輸送方法についての規則改正を全面的に一致に行いまして、ことしの一月一日からこれを実施しているわけでございます。これらの規則は先ほど申し上げましたIAEAの勧告に全く従ったものでございまして、同時にこれらの基準は原子力委員会においても検討されて、国内的にもこの基準を使うべしという御意見をいただいておりますし、省令を改正いたしまして御検討をいただき御了解をいただいております。

その安全規制のやり方と申しますのは、キャスクはここに書いてある要件に従ったもので運ぶ、そしてそれに所定の使用済み核燃料を封入する、ここのキャスクを輸送物の安全確認というところで科学技術庁が実施するわけでございますが、これを船舶で持っていく場合は、船主から諸般の積みつけ状況、運航状況等についての計画書を提出させて輸送の安全の確認をやって輸送を認めるというような措置をとっているわけでございます。

それから、これを運搬します船舶につきましても、御指摘のように船舶が沈没して海底にキャスクが沈むという事は大変好ましくないことでございますので、これをできるだけ沈没しないような船舶にしようということで、運輸省におきましては昭和四十九年度に学識経験者の方々からなる委員会をつくりまして、安全基準をつくったわけでございます。これはもうすでに実施されておりました。ただいま東海村から諸般の内航輸送に使われております日の浦丸はこの安全基準に準拠してつくられたものでございます。この専用船はたとえば耐衝突構造にする。T2タンカーというサイズのタンカーがどてっ腹にぶつかりましてもそれで船が折れてしまうようなことはない十分な吸収エネルギーを持つように船側の補強をする、及び一

定の区画に水が入っても直ちに沈没しないような構造にしている、その他いろいろシビアな基準を設けております。実際にこの船は船体が二重構造になっておりまして少々のことでは沈没しないように設計されておるわけでございます。この基準は国際的な基準にはまだなっておりませんが、これも、国際的な基準よりはるかに高い、シビアな基準になっておりまして、沈没するようなことはまず心配ないのではないかと、いうふうに私も考えております。

キャスクにつきましては、科学技術庁から御説明をお願いします。

○牧村政府委員 使用済み燃料を輸送するキャスクの基準について運輸省の方から概要の説明がございましたけれども、技術的な基準についてやや詳しく御説明させていただきます。

この基準につきましては、昭和五十年一月二十一日に原子力委員会が「放射性物質等の輸送に関する安全基準」というものを決定しております。そして、それに基づきまして、先ほど運輸省からも御答弁がございましたように、法規に記載する場合に、放射線審議会の議を得た上で所要の改正を行なったわけでございます。

この基準につきましては、先生御指摘のように、浸漬試験を水深十五メートル以上、それから八時間以上行った後においても内容物のリークが無視し得るものであることを要求しておるという御指摘でございますが、確かにそうではございませんけれども、この基準をつくり、それに基づいて設置者等がその確認を求め段階におきまして、私も原子力委員会の中に核燃料安全専門審査会を持っておりまして、そこでこれらの基準以上のいろいろな安全解析を行っておるところでございます。

それで、現在のところいままでも確認許可を与えたものにつきましては、キャスクにつきましてもは約二千数百メートルの水深でも圧壊しないという解析データも得られておりますし、キャスクの中に収納されます使用済み燃料は、先生御存じの

ように、被覆管に密封されておるわけでございます。いろいろな試験あるいは解析の結果も、水深五千メートル程度の水深には十分耐え得る、しかも相当長期間密封性を保持できるという見通しを安全解析の中で持っております。したがって、キャスクが万一海没しても、また放射線の漏洩による人体への影響というようなこともいろいろ解析されておるわけでございますが、許容値以下であるというふうに見込まれておるわけでございます。このような安全評価を核燃料安全専門審査会で行っておるところであり、その確認をするというふうな手順もついております。

で、万一のそういう海没のときにおきましても、現在のキャスクというのは、相当の水深に沈められたとしても十分健全性を保ち得るというふうな判断しておるところでございます。

○田畑委員 この問題もいろいろ問題になっておりますので、ひとつ厳格にやっていたいただきたいと思っております。時間がございませんから、これ以上は追及いたしません。

さらに次の問題といたしまして、原子力発電所をつくる企業の側でございます。これは今度再処理工場ということになれば、まだまだ大きい問題が出てくるのじゃないかと私は思うのでございまして、原子力発電所の建設予定が出ました段階において、会社側が地方自治体に対して相当多額の協力を金を出しておるわけでございます。これはもうすでに各官庁で御案内かと思っております。通産省も科学技術庁も知っておられると私は思うのでございまして、たとえば私の福井県で大変問題になっておりますのは、高浜三号、四号炉増設問題が出まして、まだその建設が決まらない先におきまして、設立者であります関西電力から浜田高浜町長に対して、昭和五十一年十月一億円、五十一年十一月一億五千万円、五十二年六月に六億五千万円、総計九億円になるわけでございます。が、町長個人にこれが渡されておる。個人の預金通帳に入っております、その後この増設問題が

県議会等で決議されました以降におきまして、地域振興対策費あるいは漁業振興対策費として支出をされておりました、まだ約五、六千万円の金は町長の個人通帳になっておるといことが、これは新聞に出ておるわけなんです。盛んに問題になっておる。

それからまた敦賀市におきましては、五十二年度動燃から一億円、五十三年度動燃から二億円、日本原電から同じく五十三年度一億円の金が出ておるわけでございます。この敦賀の場合は、学校建設に伴う寄付金、こういう目的をもって金が出ておるわけでございます。

率直に申し上げまして、原子力発電所、あるいは再処理工場と同じでございますが、これを地元設置をいたします場合には、地元は相当な迷惑をこうむる。そういうものにつきましましては、法律をもって発電に際して金を配分するという会計が設置をされているところでございます。しかし、それ以外に何億円というような、小さな町でございまして町の自主財源に匹敵する、あるいはそれ以上の金が頼めば次々と出てくる。しかも、原子力発電所ができる前にこの金が出てくる。そしてそれを決定されるまでは町財政に支出するわけにいかぬから、町長個人の通帳に納めておく、こういう非常に不明朗な問題になっているわけですね。こういうことは、私はやはり非常に不明朗であると思います。言うならば一つの買収的な性格を持った金であると思うのですが、こういう金は一体どこから出るのか。官庁はそういうものを監督しなければならぬ立場にあるのだが、きちんと会計監査しているかどうか。あるいはこれがこの金を負担するのか。この金は電気会社の特別会計から出て、いわゆる電気を消費している諸君は負担しなくてもいいものかどうか。実際には電気料の中に含まれるのでしょうか。電気会社の会計はちゃんと原価主義で決まっているわけですから、結局消費者の負担になるわけなんです。こういう不明朗なことを繰り返して行くと、結局は原子力発電所は金でたたいてつく

のだということになるわけなんです。町村自体の正常な政治感覚をも麻痺させてしまうということになると思うのです。こういう点について一体どういう処理をしようとしているのか、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○武田政府委員 先生からお話のございました高浜の件につきまして、私も先月下旬新聞で読んで承知しております。ただ内容につきましては実は目下調査を進めているところでございます。これが明らかになりました段階で先生にまた御説明をさせていただきますと思ひます。

それから、こういった企業が地方公共団体に協力金というような形でお金を出すこと自体でございますが、電気事業者が地域社会におきまして発電所の立地というようなたぐいの諸活動を行っていきまます過程で、地方公共団体等に資金なり施設等の協力を行うこと自体、一概に悪いということではないと考えておるわけでございます。しかし、もちろんその場合におきまして、特に資金の提供といったようなことにつきましては、会社内部の経理上の処理なり、あるいは会社と地方公共団体との間の金銭の授受の手続、そういったものにつきましまして適正に行うなど、公正に運用されることが必要であると考えておるわけでございます。○田畑委員 電気事業法の第十九条によりますれば、電気の料金は通産大臣の認可を要することになっております。そしてそこに、料金とはどういうものかというところ、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」というようになっております。いわば能率的な経営のもとにおける適正な原価でございます。百万円とか二百万円なら別でございますが、こういうように九億とかあるいは四億とかというところが適正な原価をどうにか出していくというところが適正な原価なのかどうかということですね。通産省はこれは監督しなければならぬでしょう。これはお認めになつておるんですか、ある程度やむを得ないとあなたはおっしゃるんだから。もしお認めになつておる

とするならば、前にこういうことがありましたね。特定政党に政治献金をするならば、その政治献金の分だけは消費者は払わぬでおこう、一円だけ払わぬでおこうという運動が東京に起こったことがあるでしょう。そのときに電力会社はどうしましたか。もうこれからは特定政党には寄付はいたしませんという方針をとったですね。こういうような金がかみでどんどん出ていくということになれば、発電に際して地域に対して金を返すんだという法律を何のためにつくったのかと私は言いたいですね。一方ではそういう法律をつくつておいて、まだその上にいわゆる金をどんどん出すというのでは、これは私筋が通らないと思うのです。どっちか一つにしたいだきたい、こう思うのです。

○武田政府委員 二点あるかと思ひますけれども、電源三法によります交付金の関係でございますが、電源立地に際しましては環境安全問題を十分やる、これはもちろんでございますけれども、地元の御理解を得なければいけないわけでございます。ところで、電源立地というのは非常に大規模なプロジェクトでございますが、それがそのまま直接当該地域の経済の振興とかあるいは雇用の拡大、建設工事中はちよつと別の面がございますけれども、運転に入りますと雇用人数等も少ないというようなこともございまして、いわば直接その発展に好影響を及ぼすという程度が非常に低いわけでございます。そういつたような意味で、やはり先生のおっしゃるとおり迷惑な方ばかりであるというような要素があるわけでございます。それで、やはり電源立地の振興と当該地域の発展というのが調和的に進められなければならないわけでございます。そういうふうな意味で、電源三法を活用いたしまして、発電所の周辺地域につきましまして公共的な施設の整備を充実させる、それからそれで地元の福祉の向上を図るというようなことが行われておるわけでございます。これが電源立法の趣旨かと思ひます。

ただ、電気事業者もその当該地域の中で地域社会の一員として一緒に生活していくわけでございますので、そういったような観点から、法律による交付金等々の措置はそれはそれといたしまして、当該地域におきまして当該地域社会の一員として活動を行つていく過程で先ほどのような当該地方公共団体に対する協力というものが行われるということが一概に悪いということとは言えないというふうなことを申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、電気料金の御指摘がございましたけれども、電気料金につきましては、ある時点で料金認可申請が出てまいりますと、その時点以降、現在では二年間がベースになっておりますけれども、二年間につきまして原価の計算をいたします。その原価の勘定におきましては、適正な原価と公正報酬の原則、それで適正な原価というのはいさるべき能率的な経営というふうなことが前提になるわけでございます。その過程におきましていろいろなことを検討いたしたわけでございますが、これはこれで適正に検討するわけでございます。いまして、あるいは厳格に査定するという表現をとつていいかと思うのですが、そういう点ではおかしな料金が設定されるというふうなことはないのではないかと思っております。

○田畑委員 この電気事業というのは非常に厳格な規制があるわけですね。たとえて申しますと、電気料金につきましましては、通産大臣の認可を受けまします。それはそのまま利用者に適用されるわけですね。そうして、だから利用者はいやおうなしにその料金を納めざるを得ないわけですね。それだけの規制を持つておる。ところで、これはいわば公共事業でございますから、たとえて言うが、土地を一杯買収にいたしましたも一つの規制がございまして、閣議了解によるところの公共補償の規制に基づいて買収しなければならぬのである。余り高い値段で、三倍も五倍もの値段で買うわけにはいかないという規制があるわけですね。そのかわり、また電気事業につきましましては土地収用法の適用が認められておりまして、公共の意に沿わ

ないものに対しては強制的に土地を収用すること

ができるという権限も与えられているわけだ。

いわばこういう公共的な事業がつかみ金で金が出

せる。それもお祭りの寄付まで出すというわけ

ではございません。九億とか四億とかというよう

な莫大な金が、いわゆる原子力発電所をつくる前

提条件と申しましょうか、その前にどんな出せ

る。それに対して通産省は、これはある程度は社会

常識上やむを得ないのじゃないか、こう言ってお

る。私はこれでは通産省としては厳格にやっても

わなければならぬと思う。これは、調べてもら

しやるというのはいつ報告が出てくるのですか。

○武田政府委員 先ほど、四月下旬に高浜の件、

私も新聞で見ましたということを申し上げました

が、連休等もございましてちょっとおくれており

ますが、これから一、二週間の間に答えが出るか

と思っております。

○田畑委員 ひとつこの問題、あなたの方でも態度

を決めて、いまあなたがおっしゃったようにこれ

はやむを得ないのじゃないかということでは困る

んです。だから、やむを得ないんだということ

でこれからどんどんお出しになるなら、出さ

れるというのを天下に公表してください。これ

はぐあいが悪いならばこういうふうにしますと

いうことも公表してください。そういう結論は

きょうは出ないでしょう。

○武田政府委員 先ほど申し上げたとおりでござ

いまして、一言で申し上げますと一概に悪いと言

うことはできないと考えておる、しかしその場

合、もろもろの手続あるいは運用につきまして公

正であることが必要であると考えておるわけでご

ざいます。

○田畑委員 それではさらに聞きますが、動燃とい

うのが出ておりますね。動燃が学校建設に三億

円寄付しています。学校の建設はだれがやるの

ですか。国家がやるのでしょうか。その国家がやる

学校建設に対して、動燃は民間会社でありませ

んね、そういうものがまた金を出すということ

はどうですか。

○山野政府委員 動燃事業団が教賀市の学校教育

施設に対して協力金を支払ったという件でござい

ますが、この点につきましては、御承知のように

教賀市にA.T.R.の建設をしておりまして、このA

T.R.の建設について地元の協力を得ておる

わけでございまして。これに加えて、動燃事業

団としても、動燃事業団職員の子弟約五十名が教

賀市内の小中学校に在学しておるといった事情も

ありまして今回の協力金を支払ったというのが経

緯であらうかと考えております。

これは、先生御指摘のように、電源三法とい

つたふうなものもあるわけでございまして、それ

以外のこのような支出というのはいくつかだけし

るべきであるというのはいくつかだけではない

として、安易にこのようなものを出してはいけな

いと思っております。しかし、一方、従来の動燃

事業団の新型炉の建設、運転という事業を円滑に

進めさせるためには、また地元の協力というの

も不可欠なものでございまして、若干のものはあ

る程度やむを得ないというふうに考えております。

○田畑委員 動燃が出しております三億円は若干

のものです。なるほど、原電に通っております

職員の方の子供を五十人預かっておる、それで三

億円出す。そんなことをしたら、国鉄の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

から金を出さなければならぬし、電通の人は電通

も九億もの金を出していくということとは、これは

私は問題だと思ふ。だからその辺の姿勢は、これ

から原子力問題を進めていく上においては、これ

はやはり明確にして、きちんとした姿勢を正し

てもらわなければならないというふうに思うわ

けでございまして。

〔小沢（一）委員長代理退席、委員長着

席〕

時間が参ったようでございますので、きょうは

大臣しかお見えになっていませんから、熊谷さん

からひとつ、あなたの毅然たる姿勢をお聞きした

いと思ふ。

○熊谷国務大臣 いろいろいま御発言になりました

中では、あるいは多少事情も調べなければなら

ぬ点もあるかと存じますが、その御趣旨につきま

してはごもっともであると考えております。今後

そういうことがなるべくないように、先生の御趣

旨に沿った措置を進めていきたい、このように考

えております。

○田畑委員 終わります。

○岡本委員長 本会議教員後直ちに再開すること

とし、この際、休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時四十三分開議

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。日野市朗君。

○日野委員 動燃の再処理工場がホットランに

入ってからもかなりの実績を積み重ねておるわ

けですが、どうも私の再処理工場については余り

好意的には見てはいないわけですね。何しろ再処理

工場といふと最後には高レベルの廃棄物が残

されるということになるのですから、その手

当てがどうなっているのかということ、これを究

明しないという再処理工場そのものの運転という

ことについてはみんな戸惑いを若干感じるのはな

かと思ふ。

○牧村政府委員 先生御指摘のセンターはすでに

設立されておまして、所要の調査研究等につき

まして科学技術庁からも委託をされております。

○日野委員 財団法人原子力環境整備センター、

これはどの程度までの仕事を委託するお考えなの

か、そこをただしておきたいと思ふ。

○牧村政府委員 先生御指摘のセンターはすでに

設立されておまして、所要の調査研究等につき

まして科学技術庁からも委託をされております。

○日野委員 財団法人原子力環境整備センター、

これはどの程度までの仕事を委託するお考えなの

○牧村政府委員 当面は試験研究をさせるつもりでございますが、将来組織を増強いたしまして海洋処分あるいは陸地処分の実施の責任者になってもらいたいというふうに考えております。

○日野委員 これは財団法人として設立されているようですが、具体的にどういうふうな寄付行為があつてそれがなされているのか、そしてどういう人たちによつて役員や技術者などが構成されているのか、概要だけで結構です。

○牧村政府委員 まず役員あるいは職員は、電力会社それから原研、動燃に籍を置いたことがある者、あるいは官庁における職者が行つて仕事を進めております、それからメーカーからも原子力事業者からも人が出されております。

○日野委員 現在何名ぐらいおりますか。

○牧村政府委員 ちょっと正確な数字を持つておりませんが、約四十名程度で構成されております。

○日野委員 これが廃棄物の処分を具体的にいうことになると、当然もつと人数はふやさなければならぬと思いますが、現在は研究が主体であつて、廃棄物処分の実施は、これはまだ主体ではないというふうな伺つたわけですが、実施を行ふということになると、もつとという人数を拡大するというお考えは当然お持ちですね。

○牧村政府委員 おっしゃるとおり、処分を行う段階には、さらに陣容を整備しなければならぬと考えております。

そこで、いまのこのセンターの中心業務は、当面私ども科学技術庁が計画しております海洋の試験投棄の委託を受けて、それを実施すること、それから陸地処分の事前のいろいろな調査研究、そういう点を実施してある段階でございます。

○日野委員 これは現在ある再処理工場からの低レベルの廃棄物、これの処理をも当然やることになるんだらうと思うのですが、まずその点明確にひとつお答えをいただきたい。

もう一つは、第二再処理工場ができるということになると、これはかなりの規模の廃棄物が出てくる。これはもちろん低レベルですよ。それについても処理をこの財団法人に任せるという意向であるかどうか。

○牧村政府委員 低レベルのものにつきましてはここで行なうというふうな考えております。

○日野委員 次に、今度は、高レベルの廃棄物の処理について伺つていきたいと思うのですが、高レベルの廃棄物について確固たる方針というものは、現在立てておりますか、策定されているでしょうか。

○牧村政府委員 高レベルの廃棄物が出てまいりますのは、主として再処理工場からでございます。そこで、その主な種類といたしましては、再処理によつてウラン、プルトニウムを抽出しました抽出溶媒等の高レベルの廃液あるいは使用済み燃料の被覆管のくず、こういうものがその主なものでございます。これらの高レベルの廃棄物は、固体は容器に入れます貯蔵する、それから液体も冷却装置を持ったステンレスの二重の容器に入れ、その回りをさらにコンクリートで囲うというふうなことで、工学的に十分安全性を確認した上で当分貯蔵するというところで考えております。

○日野委員 当分貯蔵するということは、これらの廃棄物についてそれをどういうふうな処理していくかということとは、貯蔵以外にはいまのところちよつとまだ手がないうというふうな伺つてよろしいのでしょうか。

○牧村政府委員 現在のところは、先生おっしゃるとおりでございますが、将来は、ガラス状に固化するというような技術を現在研究開発を進めておりまして、その技術が完成後、その健全性を十分に実証した上で、これは地層の中に処分するという方針のもとに研究開発を進めてある段階でございます。

○日野委員 この処理、処分の対策として、原子力委員会の放射性廃棄物対策技術専門部会、ここがまず中心になってその研究や開発をやっていると思うのですが、これが昭和五十一年の七月に設置されて、そして五十一年の六月に放射性廃棄物

対策に関する研究開発計画中間報告が取りまとめられたという経緯にあると思ひます。この間主にごどのような事項を検討してきたのでありましよう。

○牧村政府委員 この放射性廃棄物対策技術専門部会は昭和五十年九月から開催しております、三回にわたつてまして全体部会が開かれて結論を出したわけでございますが、そこで出されました中間報告につきましては、放射性廃棄物対策の推進方策という名前を出してございまして、対策の進め方、それからその対策を進めるに当たつて研究開発が必要でございますので、プロジェクトの目標あるいはその推進体制を審議していただいております。

そのうち、高レベルの放射性廃棄物対策につきましては、これは十年間に固く処理あるいは工学貯蔵のパイロットプラントを完成させて、昭和七十五年ごろまでに見通しを得るよう、地層処分を中心として調査研究、技術開発を図るということ。それから海洋処分については、五十二年ごろから海洋処分の環境への安全評価をした上で、五十二年ごろに実際の海洋投棄の研究を行うというふうなことでタイムスケジュールを含めて中間報告がなされております。

なお、陸地処分については、五十六年度ごろから本格化できるようにいろいろな基準整備、立地選定あるいは選定された、それに必要な研究開発についての必要事項を答申で出されております。

○日野委員 全体部会が三回だということお話をした、いつといつといつであつたのか、そして出席したのは何名であつたのか、明らかにしていただきます。

○牧村政府委員 専門部会の全体部会は五十一年の九月の第一回、それから第二回は十二月の十六日、第三回は五十一年の六月十九日それぞれ開催されております。

○日野委員 何名の出席を得ておりますか。何名というのは、専門部会の構成員ですね、十五名で構成されているはずでありますか……。

○牧村政府委員 第一回は専門委員十三名、それから第二回は十三名、第三回は十二名でございます。このほかに事務局並びに御担当の原子力委員が御出席になっております。

○日野委員 どうも全員出席というわけには行つていないようなんですが、これはどういうことで欠席になっているのでしょうか。そして、これは再処理をやる場合の最も重要な部分に関する、これからの計画の策定でありますから、全員の出席が望ましいことは間違いないと思うのです。構成員十五名というふうな定めて、そして、十五名にこれを委託して、全員が出席されていらないということは、責任体制に若干問題があるのではなからうか。また専門部会の構成員の方々の責任感といひますか、そこらに若干問題があるのじやなからうかという感じがするのであります。

○牧村政府委員 それぞれ委員におなりいただいた先生方が会議に一〇〇％出ていただくことは望ましいことではございますけれども、いろいろお忙しい先生の中にもいらつしやるわけでございます、一〇〇％の出席率を確保するというのはきつめてむづかしい問題ではないかと思つておりますが、大体八〇％以上の出席率をいただいております、お休みの先生には事務局が当日の審議状況等を逐次報告して、次回においでいただくときにございます、一概に、御欠席が何人かあったから審議に差し支えるということではないと私も思つております。

○日野委員 これは十五名で全体部会を構成するわけですが、さらにその細かい専門担当の部門というふうなものも定めてやっておりますか。やつておりましたらその担当の部門をひとつ列挙していただきたいのです。

○牧村政府委員 この作業を進めますに当たつて、ただいま全体部会の御説明をしたわけでございますが、その下にワーキンググループを設けてまして、この委員のほかにいろいろ調査に参画し

ていただく方をさらにふやして審議を進めたわけ
でございます。

そこで、専門部会は十五名でございますが、こ
の下に研究開発分科会があり、さらにその下に高
レベル廃棄物ワーキンググループ、それから中低
レベル廃棄物ワーキンググループ、それから陸地
保管・輸送ワーキンググループ、この三つのワー
キンググループをつくりまして審議を進めた次第
でございます。

○日野委員 高レベル廃棄物のワーキンググルー
プ、これは何人で構成されて何回くらい会議を開
いておりますか。

〔委員長退席、小沢（一）委員長代理着
席〕

○牧村政府委員 十三名のメンバーで八回にわ
たって開催しております。

○日野委員 これは非常に細かいことになりました
が、煩をいわずに伺わしていただきたいと思ひ
ます。

この八回の会議、これの日取りと出席者数
を……

○牧村政府委員 ただいま手元に出席者数は持っ
てきておりませんが、開催日はわかっておりま
す。第一回が五十年十一月十九日、第二回が十二
月九日、第三回が十二月二十三日、第四回が五十
一年一月十九日、第五回が二月十六日、第六回が
三月一日、第七回が四月五日、第八回が四月十九
日でございます。

○日野委員 ここで話し合われた内容、それから
出席者、これは後で資料としてお出しをいただ
けませんか。

○牧村政府委員 報告書にまとめられております
ので御提出したいと思ひます。

○日野委員 それから五十一一年十月に放射性廃棄
物対策に関する基本的方針が決定されております
ね。その概要、まず第一に「原子力施設において
発生する放射能レベルの低い固体廃棄物について
は、当面、原子力事業者の施設内での保管で十分
対応できるが、今後の発生量増大に対処するた

め、最終的な処分方法として、海洋処分及び陸地
処分を組み合わせて実施することとする。こうい
う項目が一つございすね。そこで、まず「当
面」ということで出ているわけですが、これはど
の程度の期間を見ておられるのか。

○牧村政府委員 研究開発が終了して実際に安全
に処分できる期間を「当面」と言っておるわけ
でございますが、私も現在考えておりますのは、
約十年間を考えております。

○日野委員 そうしますと、大体概算で結構です
が、十年間にドラムかんで何本分ぐらゐの低レベ
ルの廃棄物が出るというふうに見通しておられま
すか。

○牧村政府委員 原子力発電所から出ます低レベ
ルの廃棄物は、ドラムかんに直しまして五十五年
度末で約二十六万五千本ぐらゐになろうかと想定
しております。ただ、現在電力会社の一部ではこ
の量を減らす研究が進んでまいりまして、固体に
処理する前に一時的な処理をいたしまして、その
量を減らすという努力が進められておりますの
で、あるいはこれよりも下回った数字になろうか
とも考えられます。

○日野委員 これはどっちにしてもかなりの量に
なるわけですが、海洋処分という場合の海洋とい
うのは公海を指しておられましようか、それとも
領海内または経済水域、そういったものを想定し
ておられるのか。また、陸地処分ということにな
りますと、これは海洋処分と組み合わせてもかな
りの部分が陸地処分にならざるを得ないわけであ
りますけれども、それだけのたとえ低レベルとは
いえ、放射性廃棄物を日本の狭い国土の一体どの
辺に処分されようというふうにお考えになってお
られるのか、ある程度具体性を持った計画をお示
しいただけませんか。

○牧村政府委員 海洋処分につきましては公海を
現在考えております。ただ、考えておるといふの
は、当面科学技術庁が中心になりまして試験的の海
洋処分を行うという際の候補地点を数カ所選定し
て、そこでの安全評価をやっておるわけござい

まして、その地点が現在考えられるのは沿岸から
約九百キロから千キロ前後のところの公海を対象
にいろいろ調査をしておるところでございます。

○日野委員 陸地の方はどうですか。

○牧村政府委員 陸地につきましてはまだ具体的
な地点の調査というところまで進んでおりません
けれども、一つの――これも試験をまずして、ど
ういうふうなところに捨てられるかということ
でございますが、いま議論に上っておりますのは、
非常に古くから炭鉱などが行われて廃坑になって
おるようなところで、地下水が全然しみ通ってい
ないところで試験研究をしてみることについてい
ろいろ調査を進めておるといふ段階でございま
す。

○日野委員 長官、そろそろ出番が出てまいりま
すから、よく聞いておいてください。いま概略の
私、いま概略のプランを伺ったわけなんです
が、どっちにしてもかなり膨大な量の廃棄物の処
理が必要になってまいりまう。そして、これは
公海まで運ぶといつても容易なことではないし、
それからどこに陸上に廃棄物を処理する場所を探
すといつても、まず立地の問題から考えてみて、
これは容易なことではないと思ひます。そうする
と、財団法人というふうな機関にこういうことを
任せたいと、どうしても採算が先に理事者た
ちの頭の中にしみ込むような感じがしてならない
のです。このごろは国も一生懸命採算のことば
かり言つて、ほんとうはもつと金をかけるべきと
ころにかけないという不満をわれわれも持つてお
るところなんです。特に民間に処理を委託させ
るといふことになりまうと、まずそろばん勘定が
頭の中を支配してしまうというおそれが非常に強
いと思ひます。そういうところからも廃棄物
に対する強い不信感というものが出てくるのじや
ないかというふうな感じもするのですが、どうで
しょう、これは財団法人のようなものにやらせる
のではなくて、きちんと国で管理するといふのが
大筋だといふふうに考えなければならぬと私思
ひますが、この点についてはいかががお考えに

なっておりますか。

○牧村政府委員 先生の御指摘ではございすけ
れども、私ども、民間事業者あるいは設置者にば
らばらにやらせることは、先生御指摘のようなお
それがあるかと思ひまして、公益法人というよ
うな非常に中立的な機関をつくつて、そこにやら
せるというのがこのセンターを考えましたときの
基本的な考え方でございす。

〔小沢（一）委員長代理退席、委員長着
席〕

しかも、この廃棄物をいたします際には、廃棄の基
準というのをつくりまして、そこで規制法に基づ
きまして十分な安全規制を行うということを考え
ておる次第でございす。

なお、基準の整備につきましては、現在作成中
でございまして、この専門部会におきまして中間
答申が出た後、また別のグループをつくりまして
作業を進めておるといふ段階でございす。

○熊谷国務大臣 もうそろそろ出る番かと思ひま
すので……

大体現在の方針では、いま政府委員から申し上
げましたとおりで進んでいるわけでございす。
しかし、これは仰せのようにきわめて重大な問題
でございすから、永久不変にそれを貫くといふ
ものでもなからうと考えておりますが、現在は一
応そういうことで万全を期してまいりたい、こう
いうことでお答えしているところでございす。

○日野委員 低レベルの問題、これは問題がない
わけでありせんけれども、まずそういうふう
に伺つておいて、では高レベルのものについては、
これも先ほど私が指摘しました昭和五十一年十月
に策定された基本方針によると、「使用済燃料の
再処理施設等が発生する放射能レベルの高い廃棄
物については、ホット試験後、当分の間は、慎重
な配慮のもとに施設内で保管させておくこととす
る。こうなつておるわけですが、これはさつきお
答えがありましたように、まだ抜本的な対策とい
うものは立っていないというふうなお話なのであ
りますが、そのこととも関係はあると思ひますが、

この「当分の間は、慎重な配慮のもとに施設内で保管しておくこととする。」というのは、この基本方針を考へてみますといかようにでも読めるわけですね。

それで、まず、もう少し細かく区切つて伺つていきたいのですが、「当分の間」というのはどのくらいを見ておられるのですか。

○牧村政府委員 この高レベルの研究開発につきましては約十年程度行つてもよいのでありまして、その処理の方法が完成いたしますと、ガラス固化にして当面、また当面と申して失礼でございますが、十分地層処分ができるまでは、そういう形で再処理工場の中に保管させるといふことを考へております。

○日野委員 いま地層処分ができるまでの間といふふうにおっしゃつたのですが、この高レベルのものもやはり地層処理といふことを考へておられるわけですか。

○牧村政府委員 地下の安定した地層の中に永久貯蔵するといふ構想でございます。

○日野委員 この高レベルのものについては、各国とも非常に悩んでおられるわけなんです、特に日本の場合には非常に地震も多い。特に日本列島といふのは大陸の一番東端にあつて、しかも太平洋の方からのかたい部分と触れ合つてしまつちゅう地層が動く、したがつてそれによつて地震も起こりやすいといふ非常に不安定なところでありまして、こういうところで地層処理をやつてしまつたといふのは、何か人の目に触れなければいいではないかといふような感じで処理されているのではないかとすら実は私考へざるを得ないのですが、この点をもつと別の方法を十分に考へ抜いていく、開発していくといふことは考へられないのですか。

○牧村政府委員 この地層に処分するといふのは、高レベルの廃棄物につきまして現在世界的に研究開発されている段階でございます。日本におきましては、先ほど申し上げましたけれども、これから二十年近くかけて、先生おっしゃいました

ようないろいろな心配もあるわけでございますので、十分な調査研究をし、またモデルによる貯蔵といふようなこともあわせ行いつつ、その成果を踏まえて本格的な処分を持つていくという、きつめて慎重な計画を進めるつもりであるわけでございます。

○日野委員 地層処理の方に先に話がいつてしまつたのですが、それはガラスで固定してしまふといふ方法をおとりになるのだと思ひますけれども、そのガラスで処理することについての欠陥は、高レベルの放射能廃棄物はそれ自身が熱を出すわけであり、特に地中に埋めると、内部と外部との熱の差によつてガラスがひび割れをしてくる、そしてさらに粉末化していくといふような欠陥があることはもう十分御承知のとおりだと思ひます。そういうことを考へると、やはり私は非常に危険だと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○牧村政府委員 再処理から出ましたこのような高レベルの廃液をすぐガラス固化いたしますと、先生おっしゃいますように、いろいろな問題が起きます。したがつていまして、世界的なこの問題に対する考へ方は、少なくとも五年から十年ぐらいは冷却いたしまして、この熱の放出といふようなもの等も低減化した段階でガラス固化をいたしまして、ガラス固化されたガラスをさらに、たしかステンレスであつたかと思ひますが、その容器の中に入れて処理するといふような方法がとられるものと考へられております。

○日野委員 この問題については二つの大きな思想の分かれがあると思ひます。高レベルの廃棄物については常にきちんと監視を続けたいのか、それとももうある程度の処理をしたら、それを余り人が近づかないところにぶつ飛ばしてしまふといふか、はうり出してしまふといふか、そういう二つの思想があると思ひます。現在考へていられるのはどちらですか。

○牧村政府委員 現在の考へ方は、先ほど御説明いたしましたように、相当期間はサイトの中に十分管理して保管しておく、そこでガラス固化を

されたものが十分地層に処分できるという技術的な確信を得た後はこれはできるだけ人間環境から隔離された場所へ処分するといふ考へ方でございます。その際に隔離された場所をどういふふうに管理するかといふような問題につきましても、今後の研究課題として残されておる問題だらう、かように考へております。

○日野委員 ちょっとおかしいのじゃありませんか。まず、人間環境から隔離した後それをさらに管理する方法は現在検討中だといふことですけれども、日本といふ特殊な地域を考へてみた場合、これはアメリカのような広大な砂漠を持つていつとか何かといふ場所とはかなり違いますし、また、ドイツや何かの岩塩層があるといふようなところともかなり違ひますので、人間環境から隔離された場所といふのは本来日本にはあり得ない、こう考へるべきではないでしょうか。

○牧村政府委員 ただいま諸外国でも検討されておりますのは、先生御指摘の岩塩層がよく言われるわけでございますが、そのほかにも花崗岩層であるいは粘土層、こういうような地層に廃棄することが各国でいろいろ研究されておるわけでございます。その際、日本の場合には、岩塩層といふのは望まれませんので、いまの場合には安定した花崗岩層であるとか粘土層を対象にせざるを得ないのではないか、かように考へております。

○日野委員 まず、日本の場合花崗岩層といつても、日本といふのはプレートの周辺にあるといふことが一つ問題です。そうすれば花崗岩層といふのは非常に安定しているとはいへない、言ひがたしい。また、粘土層といつても、日本は非常に多湿なところでございますから、全く地下水の影響を受けにくい粘土層などといふものは考へられない。こういう点から言つたら、人間が居住する環境外に、環境に無影響な、影響がほぼゼロに等しいような場所といふものは日本の国土内で確保することは不可能だといふふうには私は断言せざるを得ないと思ひますが、そこところはどうでしょう。

○牧村政府委員 地層中の処分といふのは相当深いところを考へておるわけでございます。それと、いろいろな地層等、日本は確かに複雑な地層を持つておる国であることは事実ではございますけれども、必ずしも全然ないといふことではない、安定しておるあるいは地震等のおそれがないような地層も必ずあると思つておりますし、その辺も含めて慎重にこれからいろいろ調査を進めていきたいといふふうには考へておる段階でございます。

○日野委員 先ほど伺つたところによると、いま使用されていない炭鉱とか鉱山の坑道といふようなことを考へておられるといふことですが、日本の場合は炭鉱またはそういった鉱山といふものも、人里離れた山奥、これは狭い日本のことですから山奥といつても知れてゐるのであります、必ずしもそういう人里離れた山奥にあるわけではないので、そういうところを十分考慮しなければいかぬと思ひますが、これからの立地調査についてその当てがあるのかどうか、そして、その周辺住民の協力を得るということが何よりも大事なことであらうと思ひますが、その協力を得られる見通し、これはどのように持つておられるのでしょうか。

○牧村政府委員 先生ただいま炭鉱の廃坑と申しましたのは、試験的な陸地処分をする低レベルの廃棄物についてそういう構想があるといふことを申し上げたわけでございます、高レベルの地層処分につきましては、どういふふうな地層処分をするかといふような構想につきましてはまだそれほど進んでおりません。今後動燃等を中心にしたしましてその調査研究を進めるわけでございます。したがつていまして、そういう点がある程度具体化された段階で先生御指摘のような地域住民との関係その他いろいろと配慮していかなければいけないといふことに相なるかと思ひます。したがつて、現段階ではまだ調査にとつてかつかつた段階でございますので、いままさういふ構想があるかとの御質問でございますが、いまの段階で

はまだそこまで固まった構想を持っていないというのが実情でございます。

○日野委員 確固たる構想ができて着手できるようになるのはどのくらいの年月を見込んでおられるわけですか。

○牧村政府委員 六十年代に入ってからと考えております。

○日野委員 大体これから七、八年は少なくともかかるというふうに伺ってよろしいでしょうか。

○牧村政府委員 おっしゃるとおりでございます。ただ、試験をする予定地等を選んで評価していかねばなりませんから、候補地としてはできるだけ早く考えてみたいということで作業は進められるかとも思います。

○日野委員 ちょっと順序が逆になりましたが、今度は施設内保管について伺いたいと思います。施設内保管というのは具体的にどういうことを考えておられるのですか。

○牧村政府委員 施設内の保管は、高レベルの廃棄物についてのお尋ねだと思えますが、液体につきましては貯蔵タンクに入れて貯蔵するということを考えておられるわけでございます。

○日野委員 現在の再処理工場の貯蔵タンク、これは現在の再処理工場の何年分ぐらいを貯蔵できますか。

○牧村政府委員 現在動燃が持つております貯蔵タンクは五年間のものが完成してあります。したがって、逐次必要に応じてこのものを増設していく必要があるわけでございます。

○日野委員 それから、もし第二再処理工場をつくるという場合、この場合は貯蔵タンクもやっぱりかなり数多くつくらなければならないという思想がおりなされるのか、それまでには廃棄物処理の方法が考えられて一応成案を得るであろうから貯蔵タンクは数少なくてもいいというふうに考えておられるのか、いかがでしょうか。

○牧村政府委員 私どもの最終処分を行う地層処分目標としておりますのが二〇〇〇年の初頭ぐ

らいを考えておりますので、第二再処理工場ができましたら当然貯蔵する必要があるわけでございます。

それからもう一点、ガラス固化をいたしますのにしても、五年ないし十年の間冷却してその上で固化し保管するというところでございますので、相当の廃液の貯槽は必要であろうかと思っております。

○日野委員 この点についてはもっと聞きたいこともありますが、次に進みたいと思います。

先ほど指摘した基本方針には、また、「高レベル廃棄物の処理については、再処理業者が行い、処分は国が責任を負うこととし、必要な経費については、発生者負担の原則によるものとする。」という点がございすね。そこで、再処理業者というふうになっているわけですが、これは民間の業者を考えておられることだろうと当然私は読んだわけでありすが、一体どういう形態のものを考えておられるのでしょうか。

○山野政府委員 将来再処理事業を民営化します場合の事業主体としてどういったような出資構成でこれが構成されるだろうかということは未定でございますが、現在電気事業連合会の中に再処分会社の準備事務局というものをつくりまして、この間の準備を進めようとしておるわけでございます。私どもの予想では、恐らく、電力業界等が中心になり、これに化学工業等の関連業界も参加して新しい経営主体というものをつくってこれに当たることになるのではないかとというふうに予想いたしております。

○日野委員 そうすると、これはいまのところは民間に行わせることが構想であるけれども、具体的にはまだ煮詰まってきたくない、こういうことに何ってよろしゅうございませうね。

○山野政府委員 民間産業界が中心になって進めるといふことは、民間も決心し、私どももそれを了としておるわけでございまして、私の申し上げておりますのは、電力業界、化学業界等関連業界がどのような出資比率の持ち分、またどのよ

うな経営参加の仕方、新会社をつくるべくであろうかというところがこれからの問題であろうというところを申し上げておるわけでございます。

○日野委員 核燃料サイクルの一番のウィークポイントというのは何と申してもここだと思っておりますがね。いかにしてこの廃棄物処理を行っていくかというところであらうと思っておりますが、これはいまだ世界的に方法としては確立しておらない。しかも、これからそれが確立していくかどうか、このころはつきり言っていないというのが実情ではないかと私は思うのですが、もしこの再処理を国の政策として推進するということからは、やはり廃棄物の処理についてきちんとした国の責任を持つということが確立されていなければこの再処理はやるべきじゃないんじゃないか、こんなふうに私は思えてならないのであります。この点についてどのように考えておられますか。これはやはり大臣の出番だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○牧村政府委員 先生おっしゃるとおり、この廃棄物の対策につきましては国の方針を明確にすることとばかり重要なことだと思っております。そこで、先生も御指摘なさっておりますが、原子力委員会としては、五十一年に当面の研究開発を中心とした方針並びにそれに基づく分担すべきであるかということを含めまして基本的な考え方を示しておるわけでございます。したがって、これを踏まえて科学技術庁として今後所要の研究開発を進め、実際に処理、処分を行う段階におきましてはさらにその時点におけるいろいろなことを配慮し、国として明確な考え方をさらに決定して行っていくというふうなことになるかと考えております。

○熊谷国務大臣 一応具体的にいま申し上げましたとおりでございますが、基本的に安全に関する責任は国が負うべきだということ、これは再処理はもちろんでございますが、原子力全般にわたりますして一から十まで安全に関する責任は全部国が負うべきものであると考えているわけでありま

す。ただ、安全の責任の持ち方についていろいろな問題がありますれば、これはわれわれも反省しますし、またいろいろの御指摘があればそういう点については十分検討いたしまして、要するに基本的には国が全責任を持つという態度で臨まねばならぬ、考えていかなければならぬというふうに思っているわけでございます。

○日野委員 いまの大臣の御答弁では、原子力については国が積極的に政策を推進している以上、そこから出る問題については国が全責任を負うというのには、これは非常に当然と言えども、いままでの態度を確認した御発言だろうというふうに思っています。それはそれでいいんですが、問題は、何かの事態が起きた、それによって国民が非常に苦しんだ後でそれに対して損害賠償をするんだとか何かで埋め合わせするでは間に合わないことが非常に多いわけですね。何しろ失われた人命というものも返ってこないし、場合によっては放射能なんの影響によって日本民族の将来に遺伝的な悪影響を残していくんじゃないかという問題になったら、それはもう取り返しがつかない問題なんであって、もしそれがその危険があるのであれば開発を見合わせる、開発を手控えるという政策的な決定が必要なのではないかというふうに私は思うのです。特に再処理については何と申しても最大の落とし穴といえますか、サイクルが完成していかない、廃棄物処理というウィークポイントがあるわけでは、その点についての解決のための研究をなさるのは結構だ。もちろん進めていただかなければならない。しかし、それがめどもつかないままに第二再処理工場をつくらせて民間にやらせよう、また最もウィークポイントである高レベルの廃棄物処理を民間にやらせよう、こういう思想は非常に危険だと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

○牧村政府委員 高レベルの廃棄物の処理につきましては、たとえは動燃事業団が現在のところやるわけでございますが、その規制につきまして国が責任を持つて行こうということでございます。また、民間再処理事業者が行います再処理工場につ

きましては再処理事業者が行うことになるわけでございますが、国が責任を持ってその規制を行うという考え方でございます。

○日野委員 どうもお役人の方々は、規制の基準を決めておけば国民は皆守るであろう、関係者は皆守るであろう、こういうふうにお考えになつていらつしやるようですね。ところが現実には、国に対するそういう思惑だとかこういう規制があるからこれを守つていこうというふうな心構えよりは、どうも採算の方が先行するというのが現在の業界の現状なんです。現実、現在の原子力発電所だつてそういう事例はいっぱい見受けられるわけだ。その最も極端な例は美浜の原子炉の燃料棒の折損事故、これを関電がずっとひた隠しにして、科学技術庁にも教えないでずっと来たということがあつて初めて明るみに出たという現状であります。また原子力発電所での労働者の被曝ですね。これだつて現実には被曝の実態があるにもかかわらずこれをひた隠しにしているという業界の状況。こういうようなモラルの低さで再処理の関連業務を民間にやらせるといふことは私は非常に危険が伴うと思います。大臣、そういうことに危険をお持ちじゃありませんか。

○熊谷国務大臣 いままでの引き合いに出されまゝ美浜一号炉の燃料棒の欠陥問題、あるいは従業員が被曝がある程度ある場合、うやむやにされていたというふうな御指摘でございまして、われわれとしましては、そういう点の事情、具体的な点は別としまして、そういうふうな点があつたことは遺憾でもあり、また、言ひ方が適当じゃないかもしれないませんが、それ以上に一般に御不安を与えたということについてもよく考えてみなければならぬと思います。ただ、それであるから安全に対する責任を回避してきた、あるいはいさくも回避してきたというつもりでは決してありませんし、今後ともそういう点がなくように努めてまいらねばならぬ。これは当の科学技術庁だけではなしに、通産省にいたしましても、そういう原子力を取り

扱われる点については同様の考えを持っておられると考えるわけであります。

それから、民間にやらせることは非常に危険でないかということもございしますが、これは御承知のように、午前中もお答えいたしました、大体わが国の現状といたしましては、多くの事業を民間にいたしまして、そして、たとえば原子力のような場合には、採算のめどが全然つかないといつたようなそういう試験研究については、その研究開発については国がこれに当たり、ある程度めどがつかましたならば民間の活力を最大限に活用しまして民間でやつていくということが一応たてまえてあるかと思つておられますが、それが、それであるからこの民間というものは信用できない、そういうことであります。たとえ国营にいたしましても、やはりこれは当事者の心の持ち方でありまして、そういう危険があり得るわけでありまして、私は、よほど考えていかねばなりませんが、しかし民間であるから直ちにそれが危険につながる、国营であれば直ちにそれが安全であるというわけのものでもなからうかと思つておられるわけでございます。

○日野委員 特にいま大臣の発言ですが、国がやれば安全であつて、民間では安全ではないといふ考え方はおかしいんだというふうにおっしゃられたと思うのですが、先ほどの基本方針の中にも、必要な経費については発生者負担の原則だと、こゝう書いてあるのです。必要経費については発生者負担の原則である。そうしますと、これはもう何といつても営利法人であれば利潤を追求するのは当然でしょう。これは資本主義の大原則だから、営利を目的とするものは利潤を追求していくというのとは当然のことです。そうして、そこで支配的なものは、人間同士の持つてゐる倫理観というやうなもの、むしろ金の論理が先行する、採算の論理の方が先行するのです。そういう観点から見ると、こういうまだ研究途上にある、しかも成案がきちんと得られてゐるわけでもない一つのプロジェクトにあつて、これが営利を追求

することを目的とする機関がこれに介入するといふこと、そのことの危険をいま私は指摘してゐるわけなんです、いかがお考えになりますか。

○牧村政府委員 この基本方針で、特に高レベルの廃棄物の処分、これにつきましては、先生御指摘のようにまだこれから研究開発を進めるわけでございますので、ここにおきましては基本的な考え方を示しておきまして、安全につきましては国が責任を負ふこと、しかしその必要な経費については発生者が負担すべきであるといふ、二つのことを示しておきまして、今後その具体的な進め方等は研究開発の進展を見て検討することにいたしておるわけでございます。

そういうことでございますが、私どもの考え方といたしましては、動機が行います試験研究あるいは実証試験等々の評価を踏まえて厳重な規制基準をつくるつもりをいたしておりますので、民間が行おうといふことといたしまして、その基準あるいは規制を受けるわけでございますので、十分な安全管理をし得ると確信しておるところでございます。

○日野委員 どうもこのところは水かけ論みたいな話になりますので、話をまた別な話に進めますが、いま、経費は発生者負担の原則といふことが一応基本方針として出されてゐるようでありまして、それと関連してちよつと伺つておきたいのですが、現在、再処理をし切れない部分については外国と再処理契約をなさつてゐるわけでありまして、英国核燃料公社、それからユナイテッド・リッソセッサーズですが、それからフランス核燃料公社、こういったところと再処理の契約を結んでおられるようであります。この日本の当事者は一体だれでしょう。そしてまた、その経費負担はだれがやることになってゐますか。

○山野政府委員 日本側の契約当事者は各電力会社でございます。当然のことながら電力会社が必要経費を支弁するということになっております。

する廃棄物ですね、ガス中の廃棄物について伺いたいと思つますが、これはどのような処理になりますか。この気体中のものはかなり超ウラン元素を含んでゐる。キュリウム246なんというのはい万二千年の半減期、ネプツニウム237ですか、それなにかは二百二十万の半減期といふ、これは考えようによつてはとんでもない放射能物質ですね、超ウラン元素が廃棄されてゐるわけですが、これは一体どのように処理されてゐるのであるのでしょうか。

○牧村政府委員 気体として放出されるものは、先生御指摘の核種のものではなくて、主としてクリプトン並びにトリチウムでございます。したがつておるわけであります。この放出に際しましては厳重な規制基準に基づいて行つておるといふのが現状であります。

それから特に、再処理工場におきましてはクリプトンが相当大量に出るわけでございまして、現在の安全審査をいたしました結果でも、クリプトンというのはベータ線を出す核種でございまして、ほとんど皮膚被曝にとどまるわけではございませんけれども、できるだけそれを低減していただくこと、現在、動機におきまして除去装置を開発中でございます。この装置が完成し、性能が確認されれば、現在の再処理工場の施設として運転するという方向で研究開発が進められておるわけでございます。

○日野委員 失礼しました。気体中のものはクリプトンでしたね。クリプトン85、これは、現在は言うなれば、煙突からたれ流しにしているわけではございませんか。

○牧村政府委員 決してたれ流しにしておるわけではございませんで、一定の貯槽にためまして、そこで希釈をいたしまして基準濃度以下にいたしまして、それで風向等を考へつつ大気に放出しておるといふことでございます。

○日野委員 一日の放出量は大体八千キュリーくらい、そうですね。

が、昭和四十九年ぐらゐから準備調査を行つてお
りまして、立地の地点についての調査でございま
すとか、あるいは工場の建設等に必要の技術につ
いての調査といったふうなことを従来やつてお

しよって、今度はこれは大臣にひとつお答えをいたしたいのですが、日米原子力交渉が行われて、そして最終的には昨年の九月十二日に共同声明が発表されたわけでありまして。その中では、やはりかなりの関心がこの再処理工場について払われております。

共同声明の第二項の中で、「日本国及び合衆国は、軽水炉へのプルトニウムの商業利用に関する決定を少なくとも、今後二年間継続と予想される国際核燃料サイクル評価計画の間、延期する意図を有する。日本国は、この期間中、数キログラムのプルトニウムを用いた関連の研究開発作業を行う計画である。」と書いてあるわけですが、それに続いて「更に、日本国及び合衆国は、上記の期間中プルトニウム分離のための新たな再処理施設に関する主要な措置はとらない」との意図を有する。」「というふうに書いてあるわけですが、ここで見なくてはならないのは、「今後二年間継続と予想される国際核燃料サイクル評価計画の間」、「再処理施設に関する主要な措置はとらない」、こういう合意が日米間でなされていると思うのであります。

そこで、この再処理施設に関する主要な措置というのはいく何を指すのか、この点について伺いたいのですが、これは私は決して単に現在の再処理工場に関するものだけではなくて、将来建設されるであろう再処理工場の計画等をも含めて再処理施設に関する主要な措置はとらない、こういう合意がなされたのだと思うのですが、こちらの観点はどのようにお持ちでしょうか。

○山野政府委員 この新たな再処理施設に関する主要な措置についての御説明の前にもっと一言申し上げますが、このパラグラフは、第二項の冒頭にある文章、すなわち「合衆国は、原子力の開発が日本国のエネルギー上の安全保障及び経済発展にとって重要であることを認める。合衆国は、日本国の原子力の平和利用を引き続き発展することを強く支持する。」という大前提が書いてあるわけでございますが、これを受けていま御指摘のよ

うな表現があるわけでございます。つまり、米国は日本がエネルギー政策上原子力の平和利用というものを進めなければならないという事情を理解し、かつ、日本が原子力の平和利用をするに当たっては核燃料の有効利用というものが不可欠の要件である、したがってプルトニウムの軽水炉への利用とかあるいは高速増殖炉への利用ということのために再処理施設というものを新しくつくることが必要であろうということを理解しました上に立ってこの文章はあるわけでございます。そういう意味で、新たな再処理施設に関する主要な措置といいますが、その意味は、まさに現在の東海工場に引き続きまして新しくつくる再処理施設というもののについてはこのINFCEの行われます二年間主要な措置はとらない、その主要な措置とは何ぞやという点につきましては、その際に日米間で話し合いをしまして、これは第二再処理工場の建設作業といったふうなものが「主要な措置」の中身であるという理解になっております。この文章にはあらわれておりませんが、その裏としまして、主要な措置でない措置、すなわち第二再処理工場の地点の設定でございますとか、あるいは第二再処理工場の会社設立の準備作業といったふうなことはINFCEPの期間中といえども進められて結構ではないかという理解があるということをお申し添えさせていただきます。

○日野委員 それは何か公文のような形で取り交わしてもあるのですか。

○山野政府委員 これは、交渉の経緯でそういうふうな話があったということでございます。公文等には残っておりません。

○日野委員 その経緯でその話があったというのは、日米間の交渉のどの部分でございましたか。

○山野政府委員 この共同決定をするにつきましては、まず双方の事情というものを十分に理解し合う必要があったわけでございます。日本は、今後の原子力平和利用を進めるに当たっての基本方針はどう考えておるかということと十分に話し合いをしたわけでございますが、その節、いま申

上げたような話し合いがあったということでございます。

○日野委員 私が危惧しているのは、原子力交渉というものは何回も何回もこれは真剣に話し合われているいろいろな微妙な段階を経てこの共同決定、共同声明に至っているわけですが、この間のいろいろな出来事、いろいろな会議の内容、それは必ずしも全面的にオープンにされているわけのものでも何でもありません。その間、日本側の非常に強い要望が当時野村長官などからアメリカ側に伝えられた。これは私たちもよく承知をしているところでありまして、このように、いま局長が言われたような具体的な話し合いというものがその経過から見ると私たちにはちょっとあつたとは思えないのです。むしろ、この共同声明がなされた一番根拠にある、つまりプルトニウムを拡散させるべきではないという強いカーター大統領の意思ですね、それと、ここに出てきた文章面をながめると、とにかく少なくともこの再処理施設に関する主要な措置というものは、これは再処理施設をさらにつくるというプランの策定をも含めてそういう措置はとらないのだと読むべきが国際信義に合致するのではないかと、反論する資料があつたらそれをお示しいただきたいと思っております。

○山野政府委員 これはたしか英語ではメジャームーブメントという言葉を使っておったと思うのでございますが、あえてそのような言葉を使った裏には、メジャーでない活動はよろしいという理解があるからこそメジャームーブメントとはならないという表現になっておるわけでございます。この字句をどう解釈すべきかという御質問に答えまして私は若干日米交渉の内話というものを申し上げたわけでございます。ほかにもこのような疑問点がございまして、私の判断で差し支えないと思う限りにおいて交渉でやりとりされた中身について説明させていただきますけれども、議事録のようなものを提出するということは、外交交渉

の中身でございますので、ひとつ御容赦いただきたい。

ただ、そのような話があったことは、私は決してそれを申し上げているわけではないのでございまして、その点は御信頼いただきたいと思っております。

○日野委員 そうするとその交渉の過程で、これはメジャームーブメントという語句だっているいろいろな理解が可能であると思っております。

そのほかに、こういう再処理工場をつくるという準備的な行為であれば構わないというように逃げを許さない合意が日米間で取り交わされているのかどうか。解釈をすればこういう準備行為をやることは構わぬのだという結論に当然いくというふうな合意が行われたとすればそれははいつであつて、だれとだれとの話で行われたのか、お知らせいただきたいと思っております。

○山野政府委員 これはあくまでも当時の日本側の代表者であります宇野前長官と米側のスミス大使との間の話で出たこととございまして、そのよう理解が示されたということとございまして、それから、合意をして判を押したという性格のものでないわけでございます。日米協定上、将来第二再処理工場をつくることを運転してもいいかどうかといったふうな法的な意味での了解というのがないことはこれは当然でございます。これは将来また別の機会に、そういう時点になって、協定に基づいて公に先方の了解を取りつけないという運びになるわけでございます。現時点においてはそれはあくまでも双方のそういう理解であるというだけでございまして、向こうの理解を示した証拠としましてこのような活動をしてよろしいといったふうな書きつけをもらったというものはございません。

○日野委員 いまの段階では水かけ論になるであまりしょうから、私の方も英文をその辺読み直してみても、もう一度伺う機会を留保しておきたいと思っております。

時間が来ましたので、残念ながらこの辺で終わ

りますが、どちらにしても、この再処理工場に踏み切る、しかも民間でやる、そういうことについてはまだまだ私としては非常に強い危惧の念を持っていて、真つ向からこの法案には反対せざるを得ないということを表明いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○岡本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として動力炉・核燃料開発事業団理事中村康治君から意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○岡本委員長 質疑を続けます。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私はまず、今回再処理事業の民間への拡大の法改正を政府が出してきたのに対して、これは去年の臨時国会で本委員会でも修正されて削除されたもので、これをまた半年たつやたらずで直ちに出してきたこと自身も非常に大きな問題だと思つていますが、同時に、何といつてもいま科学技術庁の原子力行政が国民から厳しい批判を受けている。原子力船「むつ」の解決についてすら国民の納得のいくような解決策が立てられない、そういう問題、つまり足元も固めずしてより問題の多いこの再処理事業を民間に拡大するなどという法改正を国会に出す資格があるのかということとをまず問いたいですね。しかも、その「むつ」問題についてはまたあつたらしい動きを示してきたわけですね。特に、先月の二十七日の本委員会で、私どもがこの「むつ」の改修、総点検に当たって、長崎県知事が核封印という案を出してきた、これに政府が一体どう対応するのかということとをただしたときに、何を聞いても、すべて原子力船開発事業団で検討中であつてわからないの一点張りだつた。大体今後いつ事業団の案がまとまるのか。

それから、「むつ」総点検・改修技術検討委員会にかけるのかかけないのかということについて、多分かけるであろう程度のことではいつかけるかそういうことはわからない、こう言つておつたにかかわらず、五月の八日にはちゃんとこの検討委員会の検討結果なるものも出てきたわけですね。しかも、その間は休みが多かつたわけですが、その正式の事業団の改修工事についてという答えみたいなものは五月八日に出ている。一体、この事業団の正式の答弁書を受け取つて、検討委員会の先生方に招集通知を出したのはいつですか。

○山野政府委員 これは私の記憶でございしますが、この開催の一週間ばかり前であつたかと存じます。

○瀬崎委員 一週間前ということになれば、まだ事業団から正式に政府には回答が出ていない段階ではないのじゃないですか。

○山野政府委員 私ども、この事業団の検討結果案を見たのはそれよりかなり後ほどでございまして、五月八日程度であれば、十分事業団の意見を出し得るからということで招集はした次第でござい

ます。

○瀬崎委員 大体五月の一日、二日ごろと想定されるのですが、連休をはさんでその直前の本委員会でわからなかつたのですか。

○山野政府委員 これはさきわめて純技術的な問題でございまして、余り軽々に確定的なことを申し上げて、またうそをついたといったようなことになつても困る話でございまして、慎重にお答えをしたということでござい

ます。

○瀬崎委員 後で安全局長が笑つてゐるよ。二計七日の委員会のときにわからなかつたものが、編輯に言えなかつたものが、一日にはちゃんと招集状が出るぐらいはつきりした、そんなことだれが信用しますか。全く国会までベテンにかけ

て、何とかこの「むつ」の修理だけしたいという

ふうな態度がありありと見えておると思うのですよ。

そこで、今日まで、つまり一年ほど前になるわけでありますが、長崎県の久保知事が核抜き修理案というものを出した。これは決して単なる思いつきではなかつたわけでしょう。わざわざ知事の諮問機関として「むつ」の安全性に関する研究委員会というものをあつくりになった。そこで相当長期間の検討を重ねた結果として、核分裂生成物の放射性レベルも低く、取り外しは技術的にも容易である、これが一点。

それから第二点は、燃料体の検査も十分行えるということがあつて、この際核燃料抜きで修理することがよろしい、安全性を確保するためには燃料体を取り外すべきである、こういう結論が出た。これを尊重した久保知事の案がいわゆる核抜き案だつたと思うのです。これについては、政府側は一年近くたつてゐるのになかなかこれは受け入れようとしなかつた。今度、その核抜きでも

ない、核抜きでもない第三案として核封印の案が出たらさきわめて敏速にこれには対応して今回その案の受け入れを決めた、こういう政府側の対応の違いが出てきたそもその原因はどこにあるのですか。

○山野政府委員 政府の五十一年初めの地元への要請というのは、これは先生御承知のように核燃料棒を装荷したまま遮蔽の改修並びに安全性の総点検を行うということであつたわけであつたわけであつた、またそういった修理方法で十分に安全は確保できるということをお願いをしておつたわけ

でござい

ます。

〔委員長退席、日野委員長代理着席〕

昨年の四月に、市議会の方では燃料棒をつけたまま修理してもよろしい、つまり政府の要請どおり受け入れてもよろしいという結論を出しに

なつておるのに対して、県議会の方は、確かに先生御指摘のように核燃料棒を抜いて入港することを条件に受け入れを決定するという結論を出されたわけであつたわけですが、そのベースになつて

おります県の研究委員会の結論を見ましても、私どもがその結論を見る限りにおきましては、全体として政府の要請しておる方法によつて修理することは安全とは思ふけれども、しかし、社会的に見れば燃料棒を抜いてくる方がより安全だと思ふという感じの提言があるわけであつて、やはり背景には、私どもがお願いしておりました燃料棒をつけたままでの修理ということについてもある程度の理解を示されておつたと思つてござい

ます。

その後、私どもは、佐世保市と県議会との両方の意見の相違というものを調整する必要があるわけであつたわけであつた、核燃料棒を抜くことについての検討というののもちろんいたしたわけであつたわけですが、これは技術的には可能であるものの、社会的にきわめてむづかしいという結論になりまして、何とか燃料棒を装荷したままでの修理というもので受け入れていただくように再度御再考を願ふ必要があるというふうな考へておりましたや

さきに、久保知事の方が燃料棒を取り出さないで燃料棒を装荷したまま、圧力容器の上蓋を取り外さないで遮蔽の改修をするという御提案があり

ましたわけであつたわけであつた、これは私どもが五十一年にお願ひした案にきわめて近い案でござい

ますので、鋭意検討を進めてこの安藤委員会の結論を得た、こういうことであつたわけ

です。

○瀬崎委員 その長崎県知事の核抜きで修理する

という案の根拠になつた検討委員会の結論、つまり核抜きでやる方がより安全である、同時にその理由も、先ほど言つたように二点、三点ほどはつきりと付しているわけですね。そういうことについて技術的な検討、つまりこの方がより安全だと言われるその検討はしたわけですか。

○山野政府委員 私どもの立場としましては、五十一年にお願ひした一番最初の要請の中での修理の仕方というもので十分安全は確保できるという安藤委員会の結論を得ておるわけであつたわけであつた、それ以上の特段の手当てをしなかつた安全は確保されないと思つていないわけであつたわけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

わけであつた

たがって、県の研究委員会ではいろいろ言われていることについての検討というのはいたしておりません。

○瀬崎委員 結果的には、県民を代表する知事がつくった諮問委員会であり、研究委員会の真剣な検討結果を今回政府は無視する態度をとっているわけですね。そのことについてその研究委員会に参加していた先生方、あるいはまた一応知事が代表している長崎県民に対して、科技庁としての説明はどういうことになるわけですか。結局核抜きは社会的にむずかしい、この一語に尽きるわけですか。

○山野政府委員 経緯は先ほど申し上げたとおりでございますが、県の研究委員会というものはこれは県知事の諮問機関でございます。私どもがその結論についてとやかく言える立場にはないわけでございます。したがって、県の研究委員会の方から御説明があればこれは一義的には県の方から御説明があるかと思いますが、もし私どもの方に直接説明をしてほしいということであれば、いつでも喜んで御説明をいたします。

○瀬崎委員 先ほど山野局長は、当時核つき案が出たときには、その前にすでに核つきで安全に修理できるという方針を政府が出しておいた、だからそれを曲げる必要はないと考えた、こういうお話ですね。そのときの山野局長の本委員会での答弁を見ますと、こうなんです。これは民社党の小宮さんの、上ぶたを取り外すことなく本工事ができるのか、こういう質問に対しての局長答弁です。「ただいまの上ぶたを取り外すか外さないかという問題でございますが、私ども従来は、安全性の問題でございますが、できるだけ上ぶた上部の遮蔽改修工事がやりやすいようにという配慮で、上ぶたを取り除いて、そのかわりに飯のふたをして作業するというのを申し上げておいたわけでございます。この上ぶたを付けたままでの作業が全く不可能であるわけではございません。ただ、きわめて非効率になります。したがって、私どもの従来考えております線では、上ぶた

を取り除きまして、取り除いた状況で上ぶたの上の遮蔽改修工事をし、こういうふうに行っているわけですね。当時のこの方針を国会でも確認しているわけなんです。なぜこれを最後まで貫く努力をしないので、今度国会答弁を翻してまでわざわざ非効率だとあなたが言っているその上ぶたつき修理に踏み切ったのですか。

○山野政府委員 私どもは、私どもの立場で申し上げれば、現時点でも上ぶたを取りまして、船外に取り外して修理をする方が作業性もよろしく望ましいというように考えております。しかしながら、そういうふうな方法では長崎県の地元で受け入れかねる、もし作業性を若干犠牲にして圧力容器の上ぶたをしたままでも修理をするということについて国がのめるのであれば県知事の方は地元関係者を十分に説得できる自信があるというふうなお話でございます。そういう地元の事情というのを考慮に入れる必要があるわけでございます。すので、今回、これから決める話ではございますが、前向きにこのような検討をしたということでございます。

○瀬崎委員 そうしますと、結局核抜き案を受け入れることができなかった点でも、また今回核封印という新たな方式が提案された、これに過去の国会での答弁を曲げてまで従うことにしたのも、すべて長崎県の事情、言葉をかえて言えば科学的、技術的な一貫した方針ではなしに、そういう政治的配慮が優先して変わってきたのだ、こういうことですか。

○山野政府委員 私どもは長崎県にお願ひしております。長崎県知事とか佐世保市長という相手の方々の御意向というのを全く無視することはもちろんできないわけでございます。そういう意味で先方の責任者と相談をいたしまして、できるだけ双方が納得し得る最善の方法を探そうという努力もまた一方しなければならぬわけでございます。このように安藤委員会の結論を得ましたので、今後どのように地元と相談して進めていくか、政治的な配慮とおっしゃいましたが、でき

るだけ地元の受け入れやすい工夫というのはやはり必要かと存じますので、そのようなことをした上で進めていきたいというように考えております。

○瀬崎委員 大臣にお聞きしたいのですが、日本では初めての原子力船の研究開発でしょう。だからこれは本来純粋に科学的な、技術的な検討に基づいて総点検、修理というものが行われてしかるべきではないかと私は思うのです。それが常に、地元の事情と言えは言葉はいいですが、結局政治的な条件に左右されて方針が二転、三転、四転、五転している。こういうことが正しい原子力船の開発研究の態度と言えるでしょうか。もし本間に政府に、これこそが初めての原子力船の開発研究にとって正しい方向なんだ、科学者も認めている方向なんだという自信があるならば、あくまでそれで納得をいただく努力をすべきではなかったのですか。いかがですか。

○熊谷国務大臣 ただいま先生は、二転、三転、四転して、科学性を、純粋な科学的な態度でまを崩してまでそういうことをすべきであるかどうかというふうなお話でございます。事実が、先生の言われるように三転、四転しているということであれば、その点は考えなければならぬと思っております。ただ私どもの理解しておりますところは、第一にわれわれが考えましたことは、上ぶたを取り外して修繕しても修理が可能である、安全には少しも差し支えないという態度をまを崩しては、上ぶたを取り外さないでやってもらった方が、安全上県民の納得を得られる道ではないか、こういう考えで、そういうお話があったのに対して、それではそういたしましよというところは、私は別に科学技術的なそういう本質、たえまを二転、三転、四転したというふうにも——これは見解の相違かもしれないけれども、そういうお言葉に当たる事実というふうにもちょっと思われるわけでございます。

○瀬崎委員 とにかく現在科技庁の原子力行

政の一つの試金石とも言われるこの「むつ」問題の解決が結局——私どもは決して当初の事業団、科技庁の総点検、改修方法がいちとちとも思っていないんですが、その科技庁や事業団の方針すら貫けないような状態で政治的に漂流しながら長崎へ持っていくとする、こういうような状態にあることだけは厳しく批判をしておきたいと思うのです。

そこで、今度は直接の再処理工場の問題に移るわけですが、現在の動燃事業団の再処理工場が果たして民間に拡大していいほどの成果を上げていくのかどうか、ここが一つ大きな問題になると思うのです。動燃事業団の東海事業所に安全衛生委員会というのがあります。ここは五十一年度の二月二十七日に「安全衛生委員会再処理問題検討調査報告書」というのが出されているわけですが、この報告書の調査対象となった事業はどういうことであったわけですか。

○中村参考人 ただいま手元に持っておりますので、正確には申し上げられませんが、その前にあったウランテストの段階で発見された幾つかの指摘が書かれていて存じております。後はどうしたお届けいたします。

○瀬崎委員 その中で、結局この報告書の対象になっているのは、要修理箇所八十二カ所となっているわけですね。問題は、この八十二カ所は一体だれが指摘した要修理箇所であったのかということなんです。いかがですか。

○中村参考人 いまの八十二カ所の指摘というのは、再処理の担当の内部の者と従業員と一緒に考えてきた提案でございます。そのうちいろいろ手当てをしてまいりましたけれども、その八十二カ所以上の数にわたって手当てはしてございません。

○瀬崎委員 もともとこの八十二カ所というのは、これは国会でも問題になったわけでございますが、その前年五十年の八月、ちょうど閉会中の審議だったと思いますが、動燃の労働組合がこのままウランテストに入るの是非常に危険であ

る、少なくともこういう個所については手直しが必要だと提案しておる。ところが当初事業団側は、これはために労働組合のつち上げであるとか、あるいはウランテストに入ってからでも改造が可能であるのだからあるいは材料が入らないとか、いろいろ言を左右して取り上げようとしなかった問題ではなかったのですか。そういうことで国会でも問題になったと私たちは記憶をよみがえらしているのですが、いかがですか。

○中村参考人 八十二カ所の中には、いま先生がおっしゃいますように、ものによっては誤解に基づく指摘も幾つかはございました。しかしながらその中身を検討いたしますと、なるほど現場の担当者でなければわからないという細かい指摘もございました。いま調べてみますと、八十二カ所のうち、全く誤解に基づくというようなことで措置の必要がないというふうな、組合、担当者とも了解いたしましたものは十二カ所でございます。すでに措置済みのものが六十九カ所、そのほか一カ所は、少し再処理とは離れたところの問題の指摘である。

ついでに申し上げさせていただきますと、八十二カ所の指摘のある前から、担当者ベースとしてはいろいろ直したいところを感じておりました。きょう現在で申し上げますと、ウランテスト中に手を打ちましたのは百八カ所でございます。そのうちまだ二つが現在進行中で、現在も手を打っているのが十六カ所でございます。これはいずれもメインプラントの本操業にはかわりなく、追加施設その他の数を含めてのものであります。

○瀬崎委員 誤解に基づくものが十二カ所あった、これはいいでしょう。しかし八十カ所のうちの大半は指摘された手直しが必要だったということなんだから、当初十把一からげに、労働組合を言いかという態度をとったこと自身については反省しているわけですね。

○中村参考人 私どもといたしましては、従業員組合と相対する立場をとっているわけでは決してございません。ただ、行きがかり上、物の言い

方はいろいろあったこともそれはございます。ただ、いま申し上げたように、たとえば分析所のグロブボックスにちょっと高いところに窓がございまして、それをやるためにはいすの高さがちょうど合っていない、これじゃ仕事がいすにいくという指摘もございました。私どもこれはまとめて操作性をよくするためのものだというふうに了解しております。

それからまた、作業環境ということで一つの例を申し上げますと、先生も御承知のように通路が非常にわかりにくい建物でございます。そこで、新人も多いことから床に通路がわかるようにしろ、こういう指摘がございました。これはもともとだということ、指摘のとおり処置してございます。

それからまた、多少技術的に本質的な問題を指摘しているものもございました。たとえば溶媒抽出のミキサセトラの界面の維持が非常に扱いにくい、こういう指摘がございました。これは技術的にいろいろ検討いたしまして、バルブを追加するというような措置をいたしました。

こういうふうに、私どもといたしましては素直に、やはり担当者でなければわからないという問題もございまして十分受け入れて、措置するべきものはした、そのかわり誤解に基づく指摘があったとすれば、これは誤解に基づくものだというところで組合も了解して、その措置をしないでも済むということをして了解しているつもりです。

○瀬崎委員 先ほど日野先生の御質問の中で、安全局長の答弁は余りにも粗末かつ無責任過ぎると思うので、私一言言っておきたい。実はいま申し上げた報告書の中にも日野先生が指摘された事故のことが出ています。報告書の中ではウランテストの第一キャンベーン中に生じた事故等の中で、一、ブルトニウム蒸発かんからのウラン溶液の漏出、これがそれなんです。二、脱硝塔から高濃度ウラン溶液の漏出事故は特に問題と思われる。今後徹底した原因究明、対策が肝要であり、要修理個所の未処理検討中の個所

とあわせ検討されたい。

つまり、こういう報告書ができた段階でもなお原因が解明されなかったんですよ。この委員会でもさして何回問題になったでしょう。当時のたしか所長の中島さんも何回かこの問題では国会に呼び出されて足を運んでいらつしやいます。当時特にこれが問題になったのに、安全局長がこういうものも承知していらつしやらないというのは遺憾であり、今後の安全上に不安を感じるもので申し上げたいのです。私も正確な数字は記憶がやや薄れておりますが、漏れたのが大体二百リッターでしょう。蒸発かんの容量自身が大体四十リッターぐらいだったと記憶しておるのです。それで、そこへ送り込まれてくるウラン溶液のスピード等から換算して、二百リッターも受けざらにたまること自身がおかしかつた。一体どこから漏れたんだらうか、このこと自身が大変な疑問なんです。

さらに、いろいろな計装器がついているのです。ね、圧力計だとかあるいは濃度計、これのチャートを見ますと、普通だつたら時間経過と同時に連続して上がっていかねばならない圧力であるとか濃度が、上がっては下がり、上がっては下がり、のこぎり状を示していたわけです。明らかにこの計装器にも異常があらわれておつた。なぜそれが八時間かな、気がつかなかったのだらうと思ひますが、それは体制に問題があったのか、それとも測定器の方に誤りがあったのか。こういう問題もある。

とどのつまり、これは何も蒸発かんだけの事故ではなさそう。漏れた溶液が臨界状態になるのを防ぐためにボロン溶液を入れます、このボロン水の系統に問題があったのではないか、あらかじめ締めおくべきバルブが締められていなかったのではないか、こんな問題も出てきた。パッキングの不良という話も最後には出てきた。これはこういう性質の非常に大きな事故であつて、全体のスケジュールをおくらせてでもこの原因は解明しますと事業団側は約束せざるを得なかった問題なんです。こういう点についてあなたの先ほどの

軽率な答弁については、ここではっきり反省をしておいてほしいと思うのですがね。

○牧村政府委員 私先ほど申し上げましたのは、その点について軽率である、そういうつもりで申し上げたわけではなかったわけでございますが、私その当時から担当しておりましたので、事情に非常に詳しくなかつた点もあつたかというところで勉強不足を反省しておるわけでございます。いづれにいたしまして、この問題がその後の原因の究明等をいたしまして措置をしたというふうな聞いておりますし、その辺の改修の結果は、原子力委員会の核燃料安全専門審査会の方でも報告を受け、その対策でいいのだという御結論を得た上で、その試験に入つておるわけでございますので、その間、役所側が十分その問題に対処して安全に運転させるようにさせておるといふことは御了解いただきたいと思います。

○瀬崎委員 先ほど、そういうものがウランテストでわかつたからこそ幸せだったのだ、こういう話を言われた。当時は、幸せどころか、大変深刻だった。場合によっては蒸発かん装置全部の取りかえが必要な場合もあり得るといふ答弁も、たしか当時残っているはずであります。つまりこの再処理工場のいわば命運にかかわるような事故要因、いわゆる未解決な技術というものが入り込んでいたというのをこれは示しておつたのでしよう。先ほど来、装置関係の改善のお話がありました。それは私どもも、今後労働組合と対立する関係ではなしに、安全に関しては少なくとも謙虚に第一線の技術者の意見を聞いて改める態度は継続してもらいたいと思つたのです。

同時に、教育訓練の問題についてもやはり改善が必要だといふことをこの報告書は指摘しております。たとえば再処理工場の運転が構造上非常にむずかしく、かつ現有施設がかなり人的に頼らざるを得ない側面を持つていてこの認識が肝要であらう。これらの問題は講義による解説、それから実施の訓練等で解決されつつある面もあるが、今後少なくとも作業者の理解、習得できる内

容で進められることが望まれる、こういうふうになっている。

そこで伺いたいのではありませんが、ウランテスト開始当時の再処理工場の従業員の数と、その中に含まれている出向者の数、これが当時で幾ら、そして現在はどういうふうに変わっているのか、お答えをいただきたいのです。

○中村参考人 当時の数、いま正確に持っておりませんので、約という言葉をつけ加えさせていただきますが、当時全体で約四百名を少し下回っておったと覚えております。その中で出向者はその当時は百十名を切っておったと記憶いたします。三月末現在で申し上げますと、再処理関係で四百五十四名でございます。うち建設室という、先ほどお話が出ましたクリプトンだとかいろいろのものをもまだ増設しなければいけません、建設室に配属しておるのが三十九名でございます。出向者は全体で現在百七十七名でございます。うち電力から来ているのが三名でございます。

〔日野委員長代理退席、委員長着席〕

○瀬崎委員 動燃の個人被曝線量測定結果表を見ますと、やはり五十二年年度なんですが第二・四半期では自社員四百十八人、自社員外八十二人、合わせて五百人となっております。第三・四半期を見ますと自社員四百二十七名、自社員外が七十三名、合わせて五百名となっております。このいわゆる自社員以外というのは、いま言われた出向者に当たるのですか。出向者でない何かまた別の部類に属する従業員の方がいらっしゃるのでしょうか。

○中村参考人 従事している者に対しては全員被曝管理をやっていることは先生も御承知のとおりであります。自社員と自社員以外を区別いたしました出向者も含まれております。そのほかに、たとえばメーカー関係で長期間現場に入って作業するといふ者も被曝管理の対象にしております。それから部分的に、たとえば清掃作業、下請の形で利用しているメンバーもございます。こちら辺はその所

属のいかんにかかわらず管理区域に作業する時間の十分長いもの、これは保安規程で区別してございますが、これは全部被曝管理をしている、こういうことでございます。

○瀬崎委員 そうなりますと、ちょっと数字が合わないですね。先ほどは、たとえば現時点の数字四百五十四名、百七十七名が出向者だとおっしゃったのですが、五十二年年度の場合は自社員外が七十三名ということになると、これが出向者だといふことになり、百名も出向者がふえた、こういうことになり、全体の人員が減ってきているということになりますか。ちょっと矛盾しているようにですね。

○中村参考人 いまの先生御指摘の数字、五十二年八月でございましょうか——現在のところその出向者以外のところでの、たとえば常陽産業という外郭機関がございまして、そこで使っているような工事関係の人たちも入っております。

最後に先生御質問の、全体の数が減っておるかという御指摘に対しては、それはそうではございません。少なくとも、主工場で再処理作業に従事している人数はむしろふやしているという状態でございます。いま過渡的に出向者の数が多いのは、先生も御承知のようにある期間で交代するといふことであります。この交代の過程での教育訓練というのが一つの問題でございます。そこである期間オーバーラップさせるというふうなことも措置をしております。そんな関係で、数はときどき動くということになります。

○瀬崎委員 結局、被曝線量測定結果表という自社員の中にいわゆる派遣社員が入っているのだから、自社員以外というのはいま言われている常陽産業とか何とかというのを意味するのでしょうか。確かにそういう点では、去年とことしを比べますと派遣社員の数と自社員外の数が非常にふえておりますね。こういう人々は、いま一定の回転があるんだというお話なんです、大体何年ぐらいで出向期間を終えて帰っていかれるのですか。

○中村参考人 特別に規定はございませんが、常識的に二年交代ということをやっておりますが、特に再処理施設のように訓練が非常にきつというところがございますので、それぞれ親元においていたしまして、おおよそ一年ずつ延長しているというのがいまの状態でございます。

○瀬崎委員 先ほどの安全衛生委員会の報告書の指摘では、特に現在のビューレックス法の工場は人的に頼らざるを得ない側面が多いということ、それから工場の中が構造上非常に複雑であるといふことで教育訓練のむずかしさを訴えているわけですから、それが二年が一年延長しても三年で次々に交代していくわけですね。そういうことで、今後本格運転を目指しているわけですが、こういう危険な作業が本当に安全にできるのだろうかどうかという疑問を私は持ちます。

それからもう一つは、確かにいままでの建設時代からずらしたらしゃる方ならセルの身身など大体皆現物で熟知はされていると思います。しかしこれはもう運転に入ってしまったら、それから、そういうセルの中は見ることも経験することでもできませんね。こういうことに対するカバーがそういう三年やそこらで一体どうしてできるのだろうかという疑問を持っているのです。こういう点では現在のこのような大量の出向者、全体の約三分の一が出向者だといふような体制で今後の運営が果たして大丈夫と言えるのだろうかどうか、この点どうですか。

○中村参考人 先生も御承知のように私も動燃事業団の使命は初期の開発を担当いたしました、炉の場合でもこれは同じでございますが、その後産業化されるといふことを期待しているわけでありまして。そういう意味で、かなりの割合の人たちについては日本全体での人口をふやすという意味においては出向者の受け入れ、これは組合の諸君も理解をしております。しかしながら、先生御指摘のように再処理というのは非常に複雑な施設でございます、その教育訓練は確かに問題でございます。そこで従業員についての教育訓練の

カリキュラムをつくりまして、各個人個人がどういふふうな教育を受けているかというのには全部コンピュータコントロールをしております。またこの間の事情は、先ほど安全局長が御説明いたしました各キャンペーンごとにその後核燃料安全専門審査会でキャンペーンの実績を評価していただくことになっております。その中の一項目として教育訓練をどうやっているかというの毎度御報告しております。

○瀬崎委員 それは報告であって、実際作業をやる人が確信を持って安心してやれるような状態にわすか二年や三年交代で教育が行き届くかどうか、こういう点について非常に困難だということ、これは安全衛生委員会が指摘しておりながら、現在依然として出向者に頼るというこの体制を改めていませぬ、こういうこと自身について事業団として改善する必要があると思っております。

○中村参考人 先ほど申し上げましたように、日本におけるこの分野の総人口をふやすために産業界からの参画を求めなければならぬといふのはいまでもそのとおりだと存じております。教育訓練のあり方を改善するとすればまだ余地が残っているのではないかと考えております。

○瀬崎委員 それから同じく安全衛生委員会の報告書の中では、八十二項目以外にも改善、改良を必要とする箇所があると思われるので摘出し積極的に進められたい、こういうことが指摘されておるわけですね。先ほど言われたように確かに百八カ所ですか、二カ所ほど残っているけれどもそういうことは改善してきている、こういう話ですね。

そこで、先ほど安全局長の答弁だっと思うのですが、いわゆる今度のホットランに入ってから事故が七回あったという答えだったのですが、その個々は先ほど説明がありましたからもういいですが、これは大体当時摘出した中に入っておったんですか、それとも摘出しておった個所以外に新たに加わってきた問題ですか。

念ながらまだ従業員のふなれがありまして、装置上、原理上、本質にかかわってトラブルを起こしたものはございません。

○瀬崎委員 いや私が聞いているのは、装置上新たに八十二カ所以外にも摘出しておく必要がある、そういう中にそれは入っておったかどうかというのを聞いています。

たとえばその七つの中には、剪断機の分配器の詰まった問題というのはいま出されているわけですが、それからOTLでの被曝事故の問題も出てくるわけですね。こういうものがいわゆる安全委員会の摘出した項目の中にあつたか、このことだけお聞きしたいのです。

○中村参考人 両方とも当時の安全委員会の指摘にはございせん。ホット試験をやつて初めて経験したこととございせん。

○瀬崎委員 さらに、七カ所の中には入ってなかったように思うのですが、二月二十五日と私は聞いているのでありますが、剪断機の油圧駆動軸にプラスチック製のブーツをかぶせているのですか、そのとめ金が壊れたという事故があつたと聞いております、これで運転が一時とまつています。それから清澄工程というのがあつて、そのフィルターが目詰まりを起こして一時運転がとまったということも聞いているのです。こういう事実があつたのですか、ご存じですか。

○中村参考人 いずれも先生御指摘のように事実にはございせん。

○瀬崎委員 では、先ほどの安全局長、なぜこういうあつた事実を率直に報告しないのですか。

○牧村政府委員 剪断機のブーツの保守についてのトラブルがあつたわけではございますが、これは当初の設計ではブーツはなかつたわけではございますが、それを設置した方がごみを除くのににもベターであるというのでつけておりましたが、先生御指摘のように金具のふくあいが出たということでございせん。それで、直ちにこれを取り外して運転しても何ら差し支えないものでございしたので取り外したということでございせん。

そこで、これをトラブルにするかしないかというところでございせんが、動燃の御意向もいろいろ説明を聞きまして結果、トラブルではなからうというので私どもの方はその数の中に入れていないわけではございせん。

それから、フィルターが詰まること自体、これは当然予測しておることとございせん。それで、ある期間、詰まってくれば取りかえるという作業が行われるわけではございせん。そこで非常に短期間に詰まったというところは事実でございせん。これはBWRの燃料をやりまして初めてその経験をえたわけではございせん。したがって、詰まり現象は常時監視して、必要があれば取りかえるということと作業を進めておるといふふうに聞いております。

○瀬崎委員 事業団の方に伺いますが、そうしますと、ブーツをかぶせた方がよからうということとで事業団プロパーでやつてみたけれども結局これは芳しくないというふうなことであるとか、いまのフィルターが比較的短期間に詰まった、これはBWRを処理するところというところから起る、こういうことは今度のホットランに入つて初めてわかつたことですか。

○中村参考人 最初のブーツの問題は、その前の剪断機の詰まりの補修作業の段階で発生いたしましたので、私も社内的にはそれをまとめて取り扱っております。

それから二番目のフィルターの詰まりは、いま安全局長が申しましたように、本来ろ過というのが必要になつてまいりました、フィルターがついております。ただ、それがJPDの燃料の場合にはほとんど全く経験がございせん。BWRの燃料になったところで経験が出てまいりました。これは本来交換するべきものというところで施設もそのように用意されておりますけれども、はからずとも今度のBWRキャンペーンの中で実際の訓練ができた、こういうふうなわれわれは考えております。

に使われたのだけれども、結局はからずともというのは、こんなに短期間に目詰まりが起るであらうとは予測していなかつたということもまたあらわしているのだらうと思ふのです。私も技衛者の方からはそういうふうにも聞いております。これらが重要なのは、いずれもレッド地域だとかアンバー地域とか言われている、修理等に当たつては放射線の被曝の危険性の強いところだ、起つては特微ではないのですか。

○中村参考人 先生御指摘のようにレッド地域でございまして、大部分のところはリモートメンテナンスという遠隔取り扱いが最初から手当てはされてございせん。

○瀬崎委員 しかし、実際には全部がリモートコントロールできたのではなくて、エアラインスーツというのですか、全身を防護服で覆つて、かつ呼吸用の空気もホースで外から送るという、まさに戦争に備えるような構えで入らなくてはならないような補修も必要だつたのでしよう。その補修は何回あつたわけですか。

○中村参考人 まず遠隔装置でできるだけのことはやります。そしてその後でできるだけの除染をやります。そして被曝の程度を評価する。実はこれは保安規程にも計画被曝ということで認められている作業でございせんが、元来こういうホットの作業の場合にはある程度こういうことは予測せざるを得ない、これも訓練の一つだといふふうなわれわれは考えております。

○瀬崎委員 何が起つても訓練に役立つという言い方しかされませんが、では、そういう特殊なスーツを着て作業に入る方と外との連絡などはどうしようになつてゐるのですか、それとも作業中は連絡がつかない状態になつてゐるのですか。

○中村参考人 全般的に申しまして、かなりレベルの高いところでの作業を一人でやることは一切禁じております。その横にグリーンハウスという防護区域を設定いたしまして、常にそこと連絡をしながら作業をする、こういうたてまえになつております。

○瀬崎委員 いや私は、スーツを着てその中で作業をしている人が常時連絡がとれるような状態に入っているのですかと聞いているのです。

○中村参考人 常時監視をしながら連絡しております。

○瀬崎委員 常時監視というのは外からの監視のことを言つていらつしやるのだと思ふのですが、私の言つてゐるのは、作業者が自分の意思を外へ伝えたいと思へば、別に外へまた出ていくとか外の人に来てもらふとかいうようなことをしなくても話が通ずるあるいは合図が通ずる、こういうふうな連絡ができるのかということをお聞きいたします。

○中村参考人 まず最初にそういう仕事をやる場合にモックアップと申しまして予行演習をやります。したがつておよそのことは全部了解した上で作業ができるようになっておりますが、それにもかかわらず作業員から連絡しなければならぬば横にいる者とは連絡できるような形で作業をしております。

○瀬崎委員 私が聞いているのは、つまり常時われわれがこういうふうに話をするような形での連絡がつくようにはなつていない、そういう装置がないと聞いておりますが、そうではないのですか。

○中村参考人 先生から最初に御指摘がございまして、先方にエアラインスーツというのをかぶつてゐる、そういう意味で声をかけたりすることに不便がございせん。これは事実でございせん。ですが、横に必ず責任者がおられて、そこに合図をする。これは体全体を使つてのいろいろな合図もございまして、近寄つてからの発言もございまして、合図ができるようにはなつております。

○瀬崎委員 現在まだわずかなテストをしただけの段階でこういう危険な作業が必要なる故障が起つてゐるのも事実なんですね。今後さらに処理量がふえてくれば、いまの状態ではいけなく、このような修繕というのはしばしば起つてくるだ

ろうと思うのです。起らないと言う方がむしろ無責任だと私は思うのです。そういうときに、最も危険な作業をする人が安心してできるような状態というものはこれまた大いに研究しなければならぬ課題ではないかと私は思っているのです。こういう点でも一定の不安を感じているということ率直に私も聞いています。あります。

次に、五十三年度の動燃東海事業所の計画を見ますと、第二スラッシュ貯蔵場の建設計画が出ておりまして、一千立米二基と二百立米一基の増設計画があるわけですが、この増設の理由は何かですか。

○中村参考人 いま先生御指摘のスラッシュ処理というのは、廃液を放射能水準を下げる意味で化学添加物を加えて沈降させる。この底にたまったものをスラッシュと言います。現在すでに五百立米のタンクを三つ持っておりますが、だんだんにいっぱいになってくる。このスラッシュのままで不安定あるいはかさが高い。そこである時期になりますとアスファルトで固めるといことを計画しておりますが、このアスファルト固化施設は設計ができてすでに一部建設に着手しておりますが、これができるまでのつなぎに用意をする必要がある、そういう予備の施設でございます。

○瀬崎委員 このアスファルト固化の施設は、ではなぞ当初から入っていなかったのですか。安全審査書などを見ても、結局年間二百十トンの処理を前提にしてこれは廃液処理のスラッシュとして認めたのだと思えますね。これがまだ半年ちょっとしか、それも本場にちよびり処理しただけでそういうスラッシュ増設が必要になってきた。そうしますと、この安全審査自身にもちよと問題があったのではなかったかという感じがするのですか……。

○中村参考人 基本的な考え方として、いろいろな廃棄物が出てまいりますが、五年間は施設内に貯蔵できるだけのボリュームを持つておこう、その間に減容あるいは固化という施設が追っかけて入ってくる、その計画に沿って用意をしておるわけでございます。

○瀬崎委員 結局、現在再処理した使用済み核燃料の量は何トンですか。

○中村参考人 ホットテストとして最初にやったのが昨年九月から開始いたしました原研のJPD Rの使用済み燃料であるのは御承知のとおりでございます。これを三・三三トン処理いたしました。未処理の分が八百キロばかり残っております。それから、二月に入って東電福島一号炉のBWRの燃料を四・七トン処理をいたしました。それから、ごく最近でございますが、昨日、関電美浜のPWRの燃料の剪断処理を開始いたしました。したがって、いまだだけ処理をしたかと言われま

すと、三・三三足四・七ということになります。

○瀬崎委員 その八トンの処理をして今日スラッシュの貯蔵場が不足だということがわかってきたようでありまして、では現在このスラッシュのどのくらいを満たしておるわけですか。

○中村参考人 まず、廃棄物の発生量をできるだけ少なくするという努力も勉強の一つでございます。いま、たまたまスラッシュの話が出ましたのでお答えいたしますと、現在持っているのは約百三十立米でございます。これがもし二万八千メガワット・デー・パー・トンという標準設計のものをやるとすると、御承知のようにそれだけ核分裂生成物の量も多い、それで推定いたしますと七百立米ばかりであったはずである。これがバーンアップが少ないのでいま百三十立米である、こういうふうに御理解いただきたいと思えます。

○瀬崎委員 そうしますと、もともとのこのスラッシュの施設そのものが年間二百十トンに対してはきわめて少なかつたということになるのですか。

○中村参考人 先ほど百七十とか百三十とかいう数字を申し上げましたが、その前のウランテストの段階で発生しているスラッシュがございます。これが約五百立米でございます。

先ほど全体の考え方として申し上げましたように、定常操業をすれば五年分は一応貯蔵できる施設

設は一通り持つておるつもりでございます。

○瀬崎委員 数字が合わないじゃないですか。このウランテストで五百立米なんでしょう。ウランテストでは一体何トンやったのか、これを言っていただいたいですね。現在、とりあえず燃焼度が低いJPD Rが入っているから、本来なら七百立米たまるところが百三十立米で済んでいる。だから、これは普通にいけば七百立米出てくるであろう。合わせて千二百立米になってしまいうわけでしょう。とてもじゃないが五年分という余裕はないじゃないですか。

○中村参考人 ウランテストのところでは幾ら処理をしたかという御質問にまずお答えいたしますと、ウランテストの段階では、施設の中に持ち込みましたのが約十トンでございます。この十トンを、繰り返し繰り返し作業しておりましたので延べスループットすると、およそで申しわけございませんが、その約四倍くらいの数字になると思えます。

それからいまの、発生量が勘定が合わないではないかということで御指摘がございましたが、一般的にいろいろな施設の廃棄物は五年分を目算にしております。ただ、比較的当初からこのアスファルト固化という計画がございましたので、二年分というところで間に合はずだと考えておりました。

○瀬崎委員 だから説明が、一体五年分なのか——それで数が合わないって二年分に縮めているわけでしょう。そういう点では当初の計画が、そういう廃棄物の処理も含めてきちと、二百十トン処理、少なくとも五年間はやれるようになっておったのかどうか。大臣、私はこれはまだ疑問だと思っております。この点はよく注意しておいてほしいと思うのです。

次に、同じく今年度の増設計画を見ますと、廃液貯蔵施設の増設計画がありますね。つまり、剪断した使用済み核燃料を硝酸で溶かし、三〇%のトリブチル硝酸と七〇%のドデカシの溶媒で処理しますね。この廃液貯蔵施設の増設計画の規模は一体どの程度でしょうか。

○中村参考人 廃液貯蔵施設の増設をふやさなければならぬ理由には、当初これは焼却してしまつたものでございまして、ところが少しやってみますと、この廃液貯蔵の中に、有機溶媒でございますが、これは硝酸系の化合物でございます。耐火物との共存の関係でそのままだけは燃やしていくという経験をいたしました。

一方、この廃液貯蔵をいかにして燃やすかという技術開発も現在やっておりますけれども、その見通しのつくまでにこの廃液貯蔵の貯蔵タンクをふやさなければならぬということで現在、二十立米四基を持つておりますが、それを倍増するという計画でございます。

○瀬崎委員 私が安全審査を見たのでは、二十立米二基ではなかったのですか、四基ですか。

○中村参考人 先生御指摘のように、安全審査の当初は二基でございました。その後、二基をつけ加えました。現在持っているのは四基でございます。

○瀬崎委員 大臣、この点も注意しておいてほしいのです。安全審査の段階では廃液貯蔵は燃やせるということで政府側も認めておったのだと思えますね。ところが簡単に燃やせないということになってきた、結局いま、廃液貯蔵の増設計画に踏み切らざるを得なくなったと思うのです。

こういう点について、事業団側の計画も計画だけれども、科技庁の方はきょうは原子力委員会おいでになっていないので、委員長は長官なんです。長官にお尋ねする以外にないのですが、われわれから見れば、少なくともフランスの技術を持つてきているのだから、こういう廃液貯蔵が燃やせるのか、燃やせないのか、あるいは燃やそうとすれば燃やす方法くらいはちゃんと承知の上で安全審査を行ったのだらうと思うのです。それが今日、だめだということになり、かつ燃やす方法がまだ見つかっていない、こういうことなんですか、こういう政府の安全審査自体について長官どうお考えで

すか。

○熊谷国務大臣 どうも先ほどからお話を承っておりまして、私から見ますと非常に専門的なやりとりでございまして、十分理解し得ないところも率直に言っておりますが、先生の言われたことをよく専門家と検討いたしまして、先生の御指摘に従わねばならぬ点はひとつ十分に従うことにしたい、このように考えております。

○瀬崎委員 それでは答弁にならないですね。じゃこれは答えられるとすれば科技庁の安全局長の守備範囲になるのですか。

つまり、スラッジについて言えば、事業団はともと五年分の計画として組んでおったと言うのですが、アスファルト固化等の関係で後の答弁からすれば二年分だと言うのです。安全審査は五年分として安全審査をしたのか、二年分として安全審査をしたのか、一体どちらだったのか。また安全審査の段階で、アスファルト固化というものは安全審査の審査対象になっていたのか、なっていないのか、この点が二つ目。それから廃液媒の問題については、これは当時、事業団は焼却できるものとして計画しておったと言うのです。安全審査もまた焼却できるものとしてこれは認可したのであるか。この三点答えてください。

○牧村政府委員 スラッジの貯槽につきましては、申請書で二年分というところで受け付けております。それから、廃液貯槽につきましては、四年分として申請を受け付けております。

○瀬崎委員 もしスラッジの貯槽が二年分だとすれば、当然それはアスファルト固化が前提になっている、こういうことなんです。では、アスファルト固化というのは安全審査の対象になっておったのですか。この点はどうですか。

○牧村政府委員 アスファルト固化につきましてはまだその処置をするというところの変更申請は出てきておりませんし、申請当時は後の計画としては聴取をしておりますけれども、安全審査の段階では審査の対象にしておりません。

○瀬崎委員 アスファルト固化という技術が未開

発のまま、いずれやっているうちに何とかなるだろうというところで二年分のスラッジで認めたけれども、実際やってみたらなかなかアスファルト固化の技術開発がむずかしいので結局スラッジの増設に踏み切らざるを得なくなってきた、こういうことではないのですか。

○牧村政府委員 現段階で安全審査をやっておりますのはコンクリート固化をするというたてまえでやっておりますわけでございまして。ところが、その後の動燃の方の計画等からは、アスファルト固化の方が技術的にいいんだということで検討されておるといふふうになっておりますが、その申請はまだ受けていないということでございます。

○瀬崎委員 では、事業団に聞きますが、コンクリート固化で安全審査を出したのですか。初耳です。

○中村参考人 主工場の安全審査にはこの付属施設はついておりません。ちなみに申し上げますと、スラッジは二年というところで考えておりました。それから、高レベル廃液が五年、中レベル廃液が三・三年、高レベルの固体が七年、低レベルの固体が二年云々というふうに、それぞれが計画されております。

それから、第二の問題、私どもはスラッジはアスファルトで固めるといふふうに最初から考えておりました。

○瀬崎委員 事業団はアスファルトで固めるといふ方針を最初から持っている。科技庁はコンクリートで固めるといふ方針でこれに臨んでいる。大体政府と事業団でこんなに方針が違つて一体どうなるのですか。こういう大事な計画について、事業団、科技庁、原子力委員会、この間に一致のないまま、ある意味では見切り発車みたいになっているわけだし、また、そういう状況のままわずか二年分のスラッジ貯槽で安全審査をパスしている、こういうような点は非常に大きな問題だろ

うと思うのです。

そういう点で、私が、この際、最後に長官に指摘したい点は、民間に今後再処理施設を拡大して

いこうというのでしよう。ところが、現在いわばテストの入り口に入ったにすぎない動燃事業団のこの再処理工場、これが運転した段階でまず装置の面でも改善をしなければならぬ点が多々あった。いろいろと改善はあらかじめ予測してやっていたけれども、先ほど安全局長が挙げた七点とか、それに含まれていなかった私の挙げた二点、こういうふうなトナリはホットにならなければならぬ性質のものであった。だから、こういうものは今後どんどん出てくるだろうと思うのです。

それから、教育訓練の問題についても、現在出向者の比率が非常に高い状態でこの施設が運転されていく。こういう点では従事している人自身に非常に大きな不安を与える。こういう問題の解決がまだはつきりしていない。

それから、いまの廃棄物の処理について言えば、わずかに十トン足らずのものを処理した段階で、ウランテストを含めたところでせいぜい五十トン未満のものを処理した段階で、次々と増設計画に踏み切つていかざるを得ない。燃やせると思ったものが燃やせない。あるいは燃やす方法がなかなか見つからない。また、アスファルト固化をするつもりだけれどもこの技術がまだ確立してこない。そういうことはまだ安全審査にもかける段階にない。にもかかわらずどんどん運転の方だけが先行する。このこと自身が現在の再処理技術の未確立を物語っていると思う。

そういう点では、私は、政府自身ももっと謙虚にこの再処理工場の現在の段階というものを正直して、それをさらに責任が持ちにくい民間に拡大するような法改正はこれ際撤回すべきだと思うのです。いかがですか。

○熊谷国務大臣 撤回すべきだと思いがいかかと言われますが、これはいろいろ言ひ分はありますが、ごさいますし、われわれも言ひ分はありますが、しかし、一つの理由として、これは計画をいたしましてから実際これが動き出すまでに十数年の歳月も要するわけでありまして、い

ろいろ未熟な点がありますが、一生懸命にそういう点を克服しまして研究開発を進めている段階でもございまして、これは撤回するつもりはございませんので、ひとつ十分また御検討の上御理解をいただきたい、このように思う次第でございます。

○瀬崎委員 法案そのものを撤回する意思はないということですが、しかし、現在の動燃事業団のこの再処理施設において当初予期せざる事態が次々起こつてきている。また、安全審査自身の段階でも十分見通し得なかったような問題、いまのスラッジの増設問題あるいは廃液媒の貯蔵施設の増設問題、こういうのはそれに当たると思うのです。そういうことが起こつてきたという事実はお認めになりますか。と同時に、今後この調子でいけば相当これまで未知であった分野が表面化してきて次々といろいろな改良に取り組みざるを得ない面も出てくるであろう、こういう点については大臣もお認めになりますか。その点だけお答えいただいて終わりたいと思います。

○熊谷国務大臣 御指摘の点もどこまで認めているのかわかりませんが、先ほど申しましたように私なりにいろいろ判断していることもあります。ただ、ここで、非常に技術的な問題でありますから、私がそういうことを検討しないで、いま考えただけで、認めたというところも言いかねますけれども、認めないということも言いかねますので、よく検討いたしましてその点はまたお答えする機会を得たいと思っております。

それから、今後いろいろこういう点にかんがみて技術の改善なりいろいろなことはすべきであるというふうな御意見でございしますが、これは、私は、十分技術もいゝる点も研究改善をしていかねばならぬことは御意見どおりであると考えます。

○牧村政府委員 ちょっと先ほど答弁いたしました点で間違ひがございしますので修正させていただきます。

スラッジの貯槽に関連いたしましたという固

棄物の焼却灰のコンクリート固化をやっておるわけでございますが、私そちらと間違えて御答弁いたしました。これは将来アスファルト固化を考へておるということとを前提に二年のスラッジ貯槽で審査をしております。コンクリート固化を考へておつたと申し上げましたが、これは誤りでございます。

○瀬崎委員 大臣は事の本質を十分理解していらつしやらないようですので、改めて、事業団は当事者ですから最後の答弁をいたしておきたいと思ふのです。

二年分のスラッジで計画が立てられたということは、少なくともその間にアスファルト固化技術についてはめどがつく、こういうことだと思ふのです。しかしそれが、早々に増設に踏み切らざるを得ないということは、そういうアスファルト固化技術が案外困難で、当初の予定どおりには開発され得ない、そういう事態を示すもの。それからもう一つ、やはり廃溶媒についても当然焼却でやれるものと思つていたのが焼却するのが困難だ。また焼却技術がそう簡単にはめどがつかないところから、やはり増設に踏み切らざるを得なくなつてきた、こういう事実は、やはり事業団なら認めていらつしやらと思うのです。この点と、そういう点からいっても、やはりこういう日本で全く最初、世界的にいってもまだ未知の分野である再処理工場の今後の運転等についてはよほど慎重な上にも慎重を期す、やはり研究心旺盛に十分研究を積み重ねて次の段階に進んでいく、こういうことが必要だろふと思うのです。そういう点についての事業団側の考えを聞いて、今度は終わります。

○中村参考人 アスファルトの技術がまだ確立してないのではないかという御質問でございますが、私どもは固化については一応確立に近い状態だといふふうに判断しております。ヨーロッパで連合体が処理をする施設ももうすでにでき上がつて試運転を開始しております。その間の情報は十分取り入れているつもりでございます。

それから、廃溶媒の焼却について思はざる経験をいたしました。率直に先ほど申し上げましたが、その対策として中和剤と一緒に燃やすということも試験研究を進めておりました。ある程度めどは立っておりますけれども、それで全部処理ができるというまゝいま確信を持って申し上げます。段階までは行つておりません。

〔員沼委員長代理退席、委員長着席〕

それから最後に御指摘いただきました、これはむしろ御激励だといふふうに受け取りましたが、私どもは始めての経験でありまして、この大事な問題をやるについて、単に決まったものをやつていふというふうな見はございません。まさにわれわれは旺盛な研究心を持って取り組んでいかなければいかぬとつくづく考へております。

○岡本委員長 次回は、来たる十七日水曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和五十三年五月二十七日印刷

昭和五十三年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局